

昭和前期東京の

青果物卸売市場

藤田貞一郎

一 はしがき

二 「東京に於ける青物市場に関する調査」の構成

三 青果物卸売市場の構造

(イ) 卸売市場の存在形態

(ロ) 青果物卸売市場に関する組合規約類

一 はしがき

大正一二(一九三三)年の中央卸売市場法の公布・施行は、日本資本主義発達史の一齣としての生鮮食料品流通市場の変革過程におけるまことに刮目すべき出来事であった。その意義については「中央卸売市場法の成立と生鮮食料品市場の構造——日本資本主義発達史の一齣——」(松山商大論集)第一八巻第六号所収、一九六八年)で、私なりの一通りの判断を与えておいた。——なおまた、生鮮食料品流通市場変革史の小売段階についての事例分析としては、「京都市公設小売市場の五〇年——公設小売市場と日本資本主義——」(京都市より近刊の予定)を用意している。参照されたい——そこで、次なる問題として浮かび上がって来る課題の一つは、そうした中央卸売市場法に

よって一定の規制を加えられるに至った、中央卸売市場法制定前の生鮮食料品流通市場の構造の実態如何ということである。もとより、中央卸売市場法成立の歴史的位置づけを計った前掲稿の中でも何がしかの考察は加えてはいる。だが、一貫した生鮮食料品流通市場史を書き上げるには、もっと立ち入った検討が必要とされる。そのために、私は嚮に「東京近郊に於ける青物市場に関する調査」の紹介と分析(「同志社商学」第二〇巻第一・二号所収、一九六八年)で、市場法制定前の東京近郊の市場の実態を明らかにした。

本稿は、こうしたこれからも幾つか試みられる個別具体的な事例分析の一環として作成される。すなわち、中央卸売市場法にもとづいた東京市中央卸売市場開設以前の東京の青果物卸売市場の実態の解明をその当面の目的としている。

さて、東京市は様々な紆余曲折を経た後に昭和一〇(一九三五年)二月に東京市中央卸売市場を開場するが、それに先立って市当局は執務上の目的から幾つかの実態調査をまとめている——こうした問題については、藤田貞一郎「生鮮食料品流通市場研究史序説」(同志社大学商学部創立二十周年記念論文集)同志社大学商学部、一九六八年)を参照されたい——。その一つに本稿の基礎資料である「昭和二年七月^{東京に於ける}青物市場に関する調査 東京市役所」がある。

その「緒言」にいう。「大正十一年三月当課(商工課……藤田注)に於て、上梓したる『青物市場調査資料』は、最近既に絶版となれるが故に、更に之を改訂増補し、大震災後に於け

る、青果市場の消長を明かならしむるの要あるを認め、大正十五年以來関係吏員を派し、各市場最近の実状を調査せしむる所あり。本書は即ち之が復命書を整理輯録し、以て執務上の参考に資せんとするものなり。」

このように、この『調査』は、私の現在の課題に解答を与へるに際しての格好の材料を提供する。というよりも、最も適切な資料であるように思える。それに、今日までのところ、『調査』は経済史学界では全く注目を払われていないので、史料紹介も兼ねて、これに依拠しながら分析を進めていきたい。

それでは、『調査』はどのような構成・内容をもっているのだろうか。また、東京市中央卸売市場開設前の東京の青果物卸売市場の実態はどうであつたのだろうか。早速、本論に入つていこう。

二 東京に於ける青物市場に関する調査の構成

『調査』は全篇三四六ページからなり、市内ならびに市外の三七市場について、原則として、「一概況(名称・位置・規模)」、「二沿革」、「三組織及経営主体」、「四市場内営業者」、「五市場営業者の団体」、「六附属機関」、「七補助機関」、「八荷主及買入」、「九輸送関係」、「一〇取扱品目」、「一一営業時間及公休日」、「一二取引方法」の一三項目にまとめて調査結果を明らかにしている。そして、第一編を「総説」として、これらの調査結果の総合的展望にあて、第二編は「各市場概説」として、

個別具体的な事実の叙述にあてられている。なお、事実の叙述に当たっては、市場によっては組合規約・定款の類を全文取載している場合がある。

また、ここでとり上げられた三七市場は、いずれも東京市中央卸売市場法施行区域内にあるものである。その市場名をあげれば以下のとおりである。

神田青物市場・東京市設臨時江東青物市場・京橋青物市場・芝青物市場・駒込青物市場・大塚青物市場・松屋青物市場・藤本青物市場・下谷青物市場・三輪青物市場・広尾坂下青物市場・千住青物市場・巣鴨食品市場・関東農産市場・王子青物市場・豊島市場・板橋青物市場・東上青物市場・落合共同食品市場・目白共同市場・早稲田青物市場・丸共青物市場・東洋青物市場・大久保陸市場・中野上町食品市場・尾源青物市場・渋谷青物市場・浅藤青物市場・落合青物市場・沢田屋青物市場・武蔵屋青物市場・大崎食品市場・大崎青物市場・丸善青物市場・品川青物市場・小松川青物市場・葛飾農産物販売組合。

さて、それでは「調査」からこれらの市場の実態についてどれだけのことがわかるだろうか。私が引き出し得た事実は以下のとおりである。

三 青果物卸売市場の構造

(イ)卸売市場の存在形態

卸売市場の存在形態を概観するために、経営形態・創立・問屋数・仲買数・投師数についてまとめたものが次にみる第一表市場の存在形態に関する一覧表である。この表についてまず注目されねばならないのは、各市場における投師の広汎な存在である——この点は、東京近郊の青果物卸売市場においてもまた同様であった（筆者稿「東京近郊に於ける青果物市場に関する調査」の紹介と分析）——。更にまた、それに比して、仲買の存在する市場はいずれも明治期以前に系譜をもつ由緒ある市場に限られているということである。この際たしかに、②の東京市設臨時江東青果物市場は創立は大正一二（一九二三）年二月一日であるが、表の注③にも記したように、もとは徳川期に起源がある一ツ目・四ツ目・竹町・瓦町の四市場が関東大震災の被害を受けた結果、合併し陸軍被服廠跡に開設されたものである。従って、これだけの材料からいえば、仲買は古い取引様式にまつる存在にとどまるかにみえる。そこで、第二表を作成し仲買と投師の実態をもう少しはつきりとさせてみよう。

第二表から仲買の性格と機能について次のことがわかる。すなわち、①②③⑤の記述から仲買の前身が問屋の使用人であったことはほぼ間違いない。そのうえ、①の例が示すように仲買は「他日独立の間屋たらんとする一階梯として仲買業を営む」性格をも有していた。それでは、仲買の地位は全く経過のものにすぎなかったのだろうか。青果物卸売市場の中で不必要な存在にすぎなかったのだろうか。これについては、①②③⑤が示すように、仲買は青果物流通機構のなかで、分荷機能を果たし

ていたことは間違いない。①の「短時間内に大量取引を了せざるべからざる同市場としては、仲買は必要缺くべからざる取引機関の一となれり」とする報告は、この点極めて重要である。

一般に、商品の生産から消費までのあり方について、生産単位の零細性・消費総量の巨大性・消費単位の零細性の三契機を考えた時、流通過程のどこかにおいて、商品の分荷機能を担うものが必要不可欠であることは明らかである。それにまた、①②③⑤⑥の市場が当時おかれた条件は、上記三契機の深化にあったらうことは、当時の日本経済のあり方から十分に推測し得る。

従って、当時の仲買の性格と機能についてこう考えてもよいだろう。

本来、仲買は問屋の使用人であり、後日一人前の問屋になる経過的存在であった——このようなあり方は、恐らくは徳川期にまで遡及し得る慣習であつたらう——。ところが、当該卸売市場ひいては各問屋の取扱商品量が増大するにつれて、分荷機能Ⅱ一定の確定した機能を担うものとして仲買は固定化されるようになってきていた。だから、仲買は問屋の使用人に系譜をもち、問屋になる一階梯という性格においては古い側面があつたが、大量な商品の分荷機能を果たすという機能においては新しい側面を持っていたといえる。

そうして、大正一二（一九二三）年に成立した中央卸売市場法に基づいて設立される各都市の中央卸売市場は、まさに生産単位の零細性と消費単位の零細性を媒介する消費総量の巨大性

の契機を解決する機関として機能しなければならなかったのである。かくみるならば、仲買は中央卸売市場法の成立によってこそ、青果物流通機構の中にその合理的な存在意義を認められるべきものであったとすらいえるのである。にもかかわらず、仲買が古い側面をもつものとして理解され、当初は法制上その存在を認められなかった理由は、それが問屋の使用人に系譜をもち問屋になる一階梯であったことと、今一つ、それが投師と混同される——とりわけ名称上——場合があつたことによるように思う。

投師については、分立する各卸売市場間、あるいは生産地と卸売市場の間をその運動の舞台とする商人であり、いわゆる前期的商人範疇の典型であるという意味の概念規定を、東京近郊における青果物卸売市場の検討を行なつた際にしたことがある。投師のこうした概念規定は今度の場合にもまた十分あてはまる。この点は、第二表をみれば至極明瞭である。そして⑩では「斯く投師は何れも投機によるものなれば相場の差異により利得同じからず、予期に反し投売をなすことあるが故に此の名ありと云ふ」報告まで残していることから納得できよう。

ところが、⑨の「後者の投師を当市場に於ては仲買と呼称せり」、或いは⑩の「神田市場より果物及高級野菜を転送し来る投師あり。市場に於ては之を仲買と呼べり」という報告が示すように、投師を仲買と呼称する場合がげんにみられるのである。ところで、こうした混同が何故おこなわれたのかまだ十分にその理由はわからない。ただ、この混同が、中央卸売市場法なら

びに中央卸売市場において仲買の機能が過つて低く評価される結果を導いた原因の一つであることは間違いない。何故なら、中央卸売市場法は、産業資本のための生鮮食品流通機構近代化策であつた以上、投師のような前期的商業資本を容認することはないからである。

以上を通して、私たちは昭和前期の東京市の青果物卸売市場には、仲買における分荷機能の発展と典型的な前期的商人としての投師がみられたということを確認することができる。

次に、青果物卸売市場の経営形態について検討しよう。ここで注目されるのは、集团的営業の存在である。これは、東京近郊の青果物卸売市場には全くみられない現象である。集团的営業の内容については第一表の注(1)で少し説明を加えたが、後にあげる(史料一)・(史料二)・(史料三)・(史料四)・(史料八)をみればおおよそ見当がつくであろう。

すなわち、(史料一)の第三条・第一二条・第一三条・第一四一条・第一〇条・附則、(史料二)の第二四一条・第二五一条、(史料三)の第二条・第四条・第六一条・第三三一条・第四九一条・その細則の第二条ならびに第三条、(史料四)の第三四一条・第三五一条・第三九一条・第四〇一条・第四四一条、(史料八)の第一条・第四条・第五一条・第七一条・第二二一条が明瞭に示すように、地縁的結合による組合的団結いかえれば、恐らくは徳川期の株仲間以来までその系譜を辿り得るであろう前近代的商業経営形態がその内容であろう。そうして、こうした集团的営業が、当時の東京市の青果物卸売市場の中でなお極めて大きな地位を誇っていた

第1表 市場の存在形態に関する一覧表

市場名	所在地	経営形態	創立	問屋数	仲買数	投師数
①神田青果物市場	神田区多町2丁目	集团的營業	慶長年間	229	247	46
②東京市設臨時江東青物市場	本所横網町1丁目	東京市營	大正12	70	41	8
③京橋青物市場	京橋区北紺屋町	集团的營業	寛文2	51	71	43
④芝青物市場	芝区赤羽町4	"	大正2	9	—	5
⑤駒込青物市場	本郷区駒込蓬萊町	"	元龜天正	22	8	2
⑥大塚青物市場	小石川区大塚坂下町	匿名組合	大正6	1	—	—
⑦松屋青物市場	赤坂区青山南町	個人	元禄年間	1	—	隨時
⑧藤本青物市場	"	"	明治初年	1	—	—
⑨下谷青物市場	下谷区籠笥町	組合	明治10	2	—	2
⑩三輪青物市場	" 竜泉寺町	個人	大正15	1	—	—
⑪広尾坂下青物市場	麻布区広尾町	"	明治初年	1	—*	—
⑫千住青物市場	南足立郡千住町中組川原町	集团的營業	天正年間	33	67	100余
⑬巢鴨食品市場	北豊島郡西巢鴨町庚申堂	組合	明治44	5	—	1
⑭関東農産市場	" 巢鴨	株式会社	大正9	10	—	1
⑮王子青物市場	" 王子町王子	"	大正元	1	—	3
⑯豊島市場	" 豊島	匿名組合	大正9	1	—	2
⑰板橋青物市場	" 板橋町下板橋	合資会社	明治40	1	—	4
⑱落上青物市場	" 金井窪	株式会社	大正12	2	—	2
⑲落合共同食品市場	豊多摩郡落合町下落合	"	明治40	1	—	1
⑳目白共同市場	北豊島郡高田町千歳	"	文政年間	1	—	2
㉑早稲田青物市場	豊多摩郡戸塚町下戸塚	"	明治43	1	—	—
㉒丸共青物市場	" 源兵衛	匿名組合	大正9	1	—	1
㉓東洋青物市場	" 淀橋町角管	株式会社	大正10	10	—	2
㉔大久保陸市場	" 大久保町西大久保	"	大正9	1	—	1
㉕中野上町食品市場	" 中野町中野上町	個人	明治42	1	—	1
㉖尾源青物市場	" 渋谷町宮益	"	明治初年	1	—	1
㉗渋谷青物市場	" "	株式会社	大正8	1	—	2
㉘浅藤青物市場	" 下渋谷	個人	明治39	1	—	隨時
㉙落合青物市場	" 麻布広尾町	"	明治24	1	—	—
㉚沢田屋青物市場	" 中渋谷	"	明治40	1	—	—
㉛武蔵屋青物市場	" 千駄ヶ谷町千駄ヶ谷	株式会社	明治15	1	—	隨時
㉜大崎食品市場	荏原郡大崎町白金猿町	個人	文政年間	2	—	1
㉝大崎青物市場	" 上大崎	"	安政2	1	—	—
㉞丸善青物市場	" 目黒町上目黒	"	明治初年	1	—**	—
㉟品川青物市場	" 品川町南品川宿	集团的營業	元禄年間	3	—	7
㊱小松川青物市場	南葛飾郡小松川町	匿名組合	大正5	1	—	—
㊲葛飾農産物販売組合	" 亀戸町	有限組合	大正12	1	—	—

注(1) 経営形態欄の集团的營業とは「当市場は多数の問屋、仲買、投師等が集团的に營業せるものにして、経営主体は各業者それ自身」(神田青果物市場)というような市場の経営様式をとっているものを指す。

(2) 投師数欄の*印は「京橋、千住両市場より来る投師の外、稀には松戸よりも来る」**印は「神田、京橋両市場より常時来る投師の他、渋谷、駒込等より隨時来る」

(3) 東京市營の江東青物市場は、関東大震災後、一ツ目、四ツ目、竹町、瓦町の四市場を収容し、実態は集团的營業である。

ことが、ここにあらためて記憶されなければならない。

また、株式会社形態については、⑨についての若干の検討ができる。すなわち、(史料六)の第三条によれば、農具の販売も行なっていたことがわかる。これは、東京近郊における青果物卸売市場の場合にみられた「米肥商」範疇としての問屋業者に対比させ得るであろう。

更にまた、⑩のように生産者農民自身による青果物卸売市場も存在している。

以上を通して、私たちは中央卸売市場設立以前の東京市の青果物卸売市場の経営形態は、前近代的な商業経営形態や生産者農民それ自体によるそれなどが、混在している状態であったことを推測し得る。

各卸売市場に入荷する荷物の経路については、『調査』の記載がかなり統一を欠くので一覧表を未だ作成し得ない。だが全体として、次のことだけは言っておいてよいだろう。すなわち、荷物には旅荷と近郷荷がある。旅荷は地方商人ならびに生産者の出荷団体により大卸売市場(神田・江東・京橋・千住)に送られる。そうして、小卸売市場は、こうした大卸売市場の問屋ならびに投師を通して旅荷を入荷する。地方、近郷荷はいずれの卸売市場とも、主として生産者自ら、時には産地商人を通して入荷する。

取引方法については、荷主と問屋との間には買付・差値もあるが、総じて委託である。また問屋と買入(仲買の場合もあり、小売人の場合もあり、またまれには一般消費者の場合もある)の間は相対売買を併用する場合もあるが、輸売が主たる取

引方法となっている。

以上が、中央卸売市場設立以前の昭和前期東京市の青果物卸売市場の実態である。

(四)青果物卸売市場に関する組合規約類

市場史未発達の状況に鑑み、幸いにして『調査』に採録されている組合規約類を全部ここに再録しておく。少しずつでもいい、共通の広場をひろげ、市場史研究の発展をと願う私の愚直な試みを諒とされんことを。

(史料一)

神田青物市場問屋組合規約

第一章 総 則

- 第一条 当組合ハ神田青物果物市場問屋組合ト称ス
- 第二条 当組合ハ神田青物果物市場ニ於テ野菜果実類及ヒ是等ニ関連スル商品取引ヲ為ス問屋全体及從來当組合員トシテ市場外ニ於テ営業ヲナシタル是等ノ問屋トヲ以テ組織ス
- 市場ニ於テ取扱フベキ商品ハ野菜類、果実類、及ヒ是等ニ関連スル商品トス
- 第三条 市場区域ハ神田区須田町、通新石町、多町二丁目、連雀町、佐柄木町ノ五ヶ町ヨリ成立シ別紙図面ノ通りトス
- 当組合ヘ加入セサルモノハ当市場区域内ニ於テ第一項ノ営業ヲナスコトヲ得サルモノトス
- 第四条 当組合ノ目的ハ營業上ノ発達ヲ期シ其弊害ヲ矯正シ以テ市場ノ隆盛ヲ図ルニ在リトス
- 第五条 当組合ノ事務所ハ神田区連雀町十八番地ニ置キ支部ヲ同区新銀町二十四番地ニ置ク
- 第六条 市場開市時間ハ午前四時ヨリ正午限リトシ閉市以後ハ

仮設物ヲ撤去シ清潔ニ掃除スヘキモノトス

閉市後荷造り又ハ延着ノ荷物ノ販売ヲ為スニ付テハ決シテ道路ノ妨害ヲ為ス可カラズ

第七条 市場ハ毎年一月一日ヲ除クノ外休業セサルモノトス但非常ノトキハ此ノ限ニアラス

第八条 当組合間屋ハ委託物ノ変質減量其他慣習上荷主ノ負担ス可キ損失ニ付責ニ任セズ

第九条 当組合間屋委託販売ノ手数料ハ売捌金高ノ百分ノ十ト又但慣習上百分ノ十以上ノモノハ其慣習ニ從フ

第十条 組合間屋荷物ノ建値法ハ慣習ニヨリ壹円ヲ十貫ニテ売買ヲナスモノナルヲ以テ其仕切金高ノ百分ノ四以下ヲ商品ノ種類ニヨリ控除ス可キモノトス

第十一条 荷主力当組合員中ノ甲間屋ヘ委託シタル荷物ヲ乙間屋ヘ委託換ヲナシ又ハ他所ヘ振換ヲナシタル場合ニ於テハ甲間屋ハ其委託物ノ時価百分ノ五ニ相当スル手数料又荷物ニ係ル諸費ヲ受クヘキモノトス

第二章 組合員

第十二条 新二当組合ヘ加入セントスル者ハ左ノ各項ヲ完備スルコトヲ要ス但当組合員ノ子弟養子ニ対シテハ役員會議ノ上決定ス

一、東京市内ニ於テ滿七ヶ年以上菜果取引業ニ従事シタル証明

一、役員会ノ承認ヲ經タル当組合員三名以上ノ保証

一、加入金貳百円也

一、他人ノ売場ヲ使用ス可キ者ハ該売場主ノ承諾書

一、当組合所定ノ加入証書ヘ署名捺印ノ上差出スヘキコト前記加入金ハ組合費途ニ充ツヘキモノニシテ如何ナル場合ニ於テモ之ヲ返戻セズ

第十三条 当組合員ハ東京市内ニ住居スルコトヲ要ス

第十四条 当組合員ハ市場外ヘ店舗ヲ移転シ又ハ新夕ニ開設シテ組合間屋ノ營業ヲナスコトヲ得ス但從來市場外ニ於ケル營業者ハ此ノ限リニアラス

第十五条 組合員ハ既ニ他ノ組合員カ使用シ居ル商号ト同一又ハ類似ノ商号ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十六条 当組合ニ於テハ左記雛形ノ如キ鑑札ヲ作り之ヲ組合員一同ニ交附ス

組合鑑札ハ如何ナル場合ニ於テモ之ヲ他人ニ貸与スルヲ許サス

第十七条 鑑札ヲ亡失毀損シ又ハ氏名ニ変更ヲ生シタル場合ニ於テハ三日以内ニ事務所ニ届出テ費用ヲ支払ヒテ其再渡又ハ交換ヲ求ムヘシ

第十八条 当組合員ハ信義ヲ重ンジ營業ヲ誠実ニ行ヒ自他ノ利益ノ為メ組合ノ信用ヲ毀損シ又ハ他組合員ノ利益ニ反スルカ如キ行為ヲ為ス可カラズ

第十九条 甲組合員ニ前備アル荷主ニシテ乙組合員ヘ送荷シタル場合ニ於テハ其荷物ヲ受ケタル組合員ハ甲組合員ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ荷受ヲ為スコトヲ得ズ

第二十条 当組合員ニシテ廢業ヲ為サントスル者ハ保証人連署

ノ書面ニ鑑札ヲ添ヘ事務所ニ届出可シ

六ヶ月以上所在不明ノ者ハ組合員タル資格ヲ失ハシムルコトヲ得其手続ハ当組合事務所ヘ告知書ヲ公告スルヲ以テ足ル

第二十一条 組合員ハ營業ト共ニ組合員タル資格ヲ讓渡スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第十一条ノ規定ニ準シ頭取ニ対シ其承認ヲ求ム可シ

前項ノ場合ニ於テハ頭取ハ理事及評議員会ノ意見ヲ徴シ其許否ヲ決定ス可シ頭取ノ許可ヲ受ケタル讓受人ハ名義書換披露トシテ金百円ヲ組合ニ差出ス可シ但シ品別全部附屬ノマ、売買スルモノニテ別々ニ区分シテ売買スルコトヲ得ス

第三章 役員

第二十二条 当組合ハ組合員中ヨリ左ノ役員ヲ選舉ス役員ハ名譽職ニシテ其任期ハ二ケ年トス但再選スルヲ妨ゲズ

一、頭取 一名 一、副頭取 一名

一、顧問 若干名 一、理事 七名

一、評議員 十五名

但顧問ハ役員会ニ於テ推薦スルモノトス

第二十三条 頭取ハ組合ヲ統轄シ一切ノ事務ヲ總理シ書記雇人ヲ任免ス

第二十四条 副頭取ハ頭取ヲ補佐シ頭取事故アル時ハ其代理ヲ為ス

第二十五条 各理事ハ役員会ニ出席シ頭取ノ協議ニ応シ及頭取ノ委任ニ基キ事務ヲ分掌ス又組合ノ利害ニ付其意見ヲ頭取ニ申述ヲ可キモノトス

理事及評議員ノ内互選ヲ以テ會計主任一名、助役一名、監査役二名ヲ定ム

第二十六条 評議員会ハ毎月五日之ヲ開会シ頭取ヨリ議題及評議員会ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ審議評決シ其決議ヲ頭取ニ報告スヘキモノトス

緊急ノ場合ニ於テハ臨時評議員会ヲ開クコトヲ得

評議員会ハ頭取又ハ評議員議長之ヲ招集ス

評議員会議長ハ評議員ニ於テ選舉ス

第四章 総 会

第二十七条 役員中缺員ヲ生シタル時ハ臨時總會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フ其任期ハ前任者ノ殘期トス但シ頭取ニ於テ缺員ノ儘差支ナシト認ムル時ハ定期總會迄延期スルコトヲ得

第二十八条 定期總會ハ毎年三月組合懇親会ヲ兼ね開会シ諸般ノ報告ヲナシ算決算ヲ定メ其ノ他必要ナル事項ヲ決議ス

第二十九条 臨時總會ハ頭取ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ組合員半数以上ヨリ請求アリタルトキハ頭取之レヲ招集シ又評議員会ニ於テ招集ノ決議ヲナシタルトキハ評議員会議長之レヲ招集ス

第三十条 總會ノ招集ハ三日前ニ之レヲ通知ス但急迫ノ場合ニ於テハ之レヲ短縮スルコトヲ得

第三十一条 總會ニ於ケル議決権ハ一人一個トス但シ決議事項カ自己ニ利害ノ關係ヲ有スル場合ニ於テハ議決権ヲ行フコトヲ得ス

第三十二条 總會ハ組合員半数以上出席スルニアラサレハ開会

スルヲ得ス出席員定数ニ滿タサルカ為メ開会スルコトヲ能ハザリシニ因リ更ニ招集シタル第二ノ總會ニ於テハ組合員三分ノ一以上ノ出席ニヨリ開会スルコトヲ得

第三十三條 會議法ハ總會ノ普通ニ行ハルル會議法ニ拠ル可キモノトス

第三十四條 總會ノ議長ハ頭取副議長ハ副頭取ヲ以テ之ニ充ツ正副議長差支ノ場合ニ於テハ理事之ニ代ルコトヲ得

第五章 計算及賦課

第三十五條 當組合ノ會計年度ハ毎年一月ヨリ十二月迄トス

第三十六條 當組合員ハ組合費ヲ負担ス組合費ハ當市場内売場ノ尺数及營業者ニ付シタル等級ヲ標準トシテ賦課徴収ス營業者ノ等級ハ評議員會及理事ノ意見ヲ聽キ頭取之ヲ決定ス

第三十七條 組合費賦課額及其納期ハ頭取ヨリ之ヲ組合ニ通知ス

第三十八條 經費ニ剩余ヲ生シタルトキハ翌年度繰越シ不足ヲ生シタルトキハ總會ノ決議ニヨリ其支出方法ヲ定ム但シ支出急施ヲ要スルトキハ支出後承諾ヲ得ルヲ以テ足ル

第三十九條 總會ノ決議ヲ以テ積立方法ヲ定メ當組合ノ基本財産ヲ設ク積立金ハ組合總會ノ決議ヲ以テ銀行預金又ハ有価証券買入レ其他有利ト認メラル、事業ニ放資スルコトヲ得但シ年々十二月清算ノ上定時總會へ報告ス

組合員ハ如何ナル場合ニ於テモ積立金ノ返還ヲ求ムルコトヲ得ス脱退失格又ハ除名ノ場合ニ於テモ亦然リトス

廢業其他ノ事由ニ基ク脱退ノ場合ニ於テテ斟酌スヘキ相当ノ理

由アルトキハ總會ノ決議ニヨリ其額ヲ定メ返還スルコトアル可シ

第六章 違約処分

第四十條 組合員本規約ニ違背シタルトキハ左ノ例ニ依リ処分ス

一、第十七條ニ違約シタルトキハ組合ヲ除名シ組合事務所及各組合員店頭ニ除名公告ヲ為シ同時ニ被除名者ト取引ヲ為シタル者ハ當組合ニ於テ一切取引ヲ拒絶ス可キコトヲ告知シ且所轄署ニ申告スヘシ被除名者ハ當組合市場区域内ニ於テ野菜果実類ニ関スル營業ヲ為スコトヲ得ス

一、組合員ニシテ被除名者ト取引ヲナシ又ハ之ト提携シ組合ヲ侮蔑シタル者ハ前号ト同一トス

一、前二号ノ外規約ニ違背シタル時ハ違約金百円ヲ徴シ將來ヲ誠告ス尚ホ其誠告ニ服セスシテ再度違約シタル時ハ第一号ト同一トス

本条違約金ノ請求其他ノ処分ノ執行ハ頭取之ヲ行フ但シ理事及評議員會ノ意見ヲ徴シタル上実行ス

附則

一、當市場売買所ハ慣例ニ依リ売買譲与抵当共頭取ノ承認ヲ得ルモノトス

一、一ケ年間組合員ノ取扱ヒタル商品数量価額表ヲ調製シ翌年一月警視庁へ上申ス

一、正副頭取ノ更迭並ニ事務所ノ移転ハ其時々警視庁ニ上申ス

一、此規約ヲ加除訂正セントスル時ハ總會ニ於テ決議シ重役連

署ヲ以テ警視庁ノ許可ヲ得ルモノトス

一、組合員ハ一ケ年間取扱ヒタル商品数量価額表ヲ調製シ一月十五日迄ニ組合事務所ヘ届出スヘシ

当市場内ニ於テ新ニ売場所ヲ造設セントスル者ハ当組合ノ承認ヲ得ルニ非ラサレハ設置スルコトヲ得ス(別紙図面略ス)

契約証

今般組合規約附屬組合相互間契約修正相加ヘ左ノ通り契約仕候
一、市場問屋取扱商品ノ内組合總會ニ於テ選定シタル品訳委員ノ指定シタル商品取扱ヒニ付テハ組合加入金ノ外特ニ該委員ノ指定シタル金額ヲ頭取ニ差出スヘキコト若シ之ヲ差出サスシテ取扱ヲ為シタルトキハ其倍額ヲ違約金トシテ支払フヘキ義務アルコト

右金額及ヒ違約金ハ組合ノ基本財産ニ繰入ル、モノトス

二、自己又ハ他人ノ為メ他組合員ノ利益ヲ害シ又ハ組合ノ信用ヲ害スルカ如キ行為アリタル場合及ヒ違約処分ノ為メ組合ヲ除名セラレタル者ト提携シ又ハ之ヲ庇護シ若クハ之ト取引ヲ為シ組合ヲ侮蔑シタルカ如キ場合ニテ規約ニ依リ処分ヲ受クルノ外特ニ違約金千円ヲ支払フ可キ義務アルコト

右違約金ヲ支払ハシムヘキヤ否ハ總會ノ決議ニヨリ之ヲ決ス

三、組合ノ承諾ヲ得スシテ出買迎買及引荷ヲ為シタル場合ハ違約金トシテ参拾円以上壹百円以下ヲ支払フ可キ義務アルコト但シ言ヲ左右ニ托シ違約金ニ応セサルトキハ組合規約第十七条ニ準拠シ処分スルコト

四、当組合頭取副頭取並ニ理事中ヨリ互選シタル三名都合五名

ヲ仲裁者ト定メ裁判所ヲ設置シ組合員間ニ於ケル營業上ヨリ生スル權利關係ノ紛議爭論ヲ仲裁スヘキモノトス
五、仲裁々判ハ民事訴訟第八編仲裁手續ノ規定ニヨリ之ヲ行フモノトス

六、組合員ハ仲裁判断ヲ受クヘキ事項ニ付相手方ヨリ仲裁判断ヲ受クヘキ旨ノ申込ヲ受ケタルニ拘ラス之ニ応セサルトキハ組合ニ対シ金五百円違約金ヲ支払フヘキ義務アルモノトス
七、本契約ノ違約金請求ハ組合頭取ニ於テ組合ノ為メ自己一己ノ名義ヲ以テ請求シ得ヘキコト

八、組合新加入者ヲシテ加入披露ノ費用トシテ左ノ金額ヲ支払ハシム当市場ニ於テ仲買若クハ組合員ノ子弟雇人トシテ役員会ニ於テ相当ト認ムル期間營業ニ従事シタル者ハ金五百円也然ラサル者ハ金千円也

右ノ通契約致候ニ付本日ヨリ効力アルモノトシテ左ニ署名捺印致候也

連名調印

附則

品訳加入金額表

果物之部

一金拾円也	房州物	荷受加入金
一金式拾円也	南全部果物、苺、稻毛柿(玉葱)	荷受加入金
一金式拾円也	サヤ等ヲ含)	荷受加入金
一金式拾円也	東果物	荷受加入金
一金式拾円也	甲州葡萄(干柿ヲ含)	荷受加入金

一金參拾円也 青森県苹果 荷受加入金

一金壹百円也 紀州本場、海草郡、柑類（但シ第一種ト称ス） 荷受加入金

一金五拾円也 麻生津、泉州、長州萩、伊予、柑 荷受加入金

類（但シ第二種ト称ス）

一金參拾円也 豆、相、駿、柑類（但シ第三種ト称ス） 荷受加入金

青物之部

一金壹百円也 土物（但シ芋長大和） 荷受加入金

一金壹百円也 山葵 荷受加入金

一金五拾円也 蓮根 荷受加入金

一金五拾円也 慈姑 荷受加入金

一金貳拾円也 赤山 荷受加入金

一金貳拾円也 茸類 荷受加入金

一金五拾円也 西山（但シ南青物世田ヶ谷共） 荷受加入金

一金參拾円也 葛西砂村 荷受加入金

一金拾円也 独活（吉祥寺方面） 荷受加入金

一金拾円也 甘藷（俵入） 荷受加入金

以上

品訳ノ内何品ヲ不問荷受セント欲スル者ハ組合ノ理事者ニ申出

テ規定ノ加入金ハ前納スル事

前項違背シタルモノハ組合ノ規約ニ基キ処分スル事

(史料二)

「 東京市江東青物市場組合暫定規約

第一章 総 則

第一条 本組合ハ東京市江東青物市場組合ト称ス

第二条 東京市江東青物市場ハ東京市本所区横網町二丁目（別紙図面ノ通り）ニ於テ東京市之ヲ設立ス

第三条 本組合ハ東京市江東青物市場ニ於テ蔬菜及果物ノ卸売ヲ為ス者ヲ以テ組織ス

第四条 本組合ハ組合員一致協同シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ共同ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第五条 組合員ノ取扱品目ハ蔬菜果実及其ノ製品トス

第六条 本市場ノ營業時間ハ市ノ定ムル所ニ依リ午前五時ヨリ正午迄トス但シ營業時間後荷揚荷卸荷造又ハ延着セル物品ノ販売ヲ妨ケス

前項ノ時間ハ市ノ命令ニ依リ伸縮スルコトアルヘン但シ組合ハ役員会ノ議決ニ依リ時間ノ伸縮ヲ市ニ申請スルコトヲ得

第七条 本市場ノ休業日ハ市ノ定ムル所ニ依リ一月一日及毎月十六日トス但シ市ノ命令ニ依リ休業ヲ変更シ若クハ臨時休業ヲ為スコトアルヘン

組合ハ總會ノ議決ニ依リ休業日ノ変更若ハ臨時休業ヲ市ニ申請スルコトヲ得

第八条 本組合事務所ハ東京市本所区横網町二丁目東京市江東青物市場内ニ置ク

第二章 組 合 員

第九条 組合員ハ市ヨリ本市場内ニ於ケル店舗使用ノ許可ヲ受ケタル者ニ限ル

ケタル者ニ限ル

第十条 新ニ加入セムトスルモノハ左記ノ者ニ限ル

一、相統ニ依ル加入者

二、相統以外ノ加入者

相統ニ依ル加入者ハ戸籍謄本ヲ添付シテ頭取ニ願出テ相統以外ノ加入者ハ履歴書、取扱品目商号及組合員二名以上ノ保証書ヲ添付シテ頭取ニ願出テ兩者共頭取ノ許可書ヲ以テ市ノ店舗使用許可ヲ受ケタルモノニ限ル

第十一条 本組合加入ノ請求アリタルトキハ役員会ニ於テ議決シ之ヲ市ニ届出ツルモノトス

第十二条 組合員市ノ許可ノ消滅及取消又ハ廃業若ハ組合ヲ脱退シ組合員タル資格ヲ失ヒタル者ハ其ノ事由ノ如何ニ拘ラス組合財産ニ対スル権利ヲ失フモノトス

第十三条 組合員タル資格ヲ失ヒタル者五日内ニ事由ヲ附シテ其旨ヲ組合ニ届出ツヘシ届出ヲ怠リタル者ハ組合費ノ負担ヲ免ル、コトヲ得ス

第三章 営業方法

第十四条 本市場ニ於テ為ス売買ハ糶売及相對売ノ方法ニ依ル第十五条 売買取引ハ秘密ノ方法ニ依リ之ヲ為スコトヲ得ス第十六条 売買取引ノ値段ハ金額ヲ以テ之ヲ表示スヘシ

但シ市ノ承認ヲ得タル符牒ヲ以テ金額ノ表示ニ代フルコトヲ得

第十七条 本市場ノ販売品ハ荷主ヨリ委託販売品及組合員ノ買附物品ノ販売ノ二種トス

但シ前項ニ規定セル種類以外ノ特種契約ニ依ル荷受ヲ妨ケ

又

第十八条 組合員ノ收受スル委託及買附賣買ノ口銭ハ売上高ノ一割以内トシ委託口銭ハ荷主ニ交附スヘキ仕切金ヨリ之ヲ控除スヘシ

前項ノ仕切金ハ即金払タルヘシ但シ荷主ト特約アル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十九条 委託品ハ總テ現品ニ付又ハ送状ニ依リ組合員ニ於テ糶売又ハ相對売ヲ以テ販売スルモノトス若シ指定代価アルトキハ荷主ノ承諾アルニ非サレハ其ノ代価以下ニテ販売スルコトヲ得ス但シ賣散物ハ此ノ限ニ在ラス

第二十条 市場ニ於ケル売買ハ現金取引トス

第四章 組合員ノ義務

第二十一条 組合員ハ信義ヲ重シ顧客及荷主ノ信用ヲ毀損スルカ如キ行為アルヘカラス

第二十二条 組合員ハ不熟(慣習上売買セラルルモノヲ除ク)腐敗又ハ衛生上有害ト認メラレタル物品ヲ取扱フコトヲ得ス

第二十三条 荷主ニ対スル仕切金又ハ組合員ニ対スル買受金ノ支払ノ延滞又ハ不履行アリタルトキハ荷主又ハ組合員ハ其ノ旨ヲ頭取ニ報告スヘシ

頭取ハ報告者ノ請求アリタルトキハ一応頭取ヨリ注意ヲ与ヘ尚慮セサル時不払者又ハ延滞者ノ氏名及商号ヲ市場内ニ揭示シ又ハ其他便宜ノ方法ニ依リ発表スルモノトス

前項ノ場合ニ於テ組合員ハ其ノ者ト取引ヲ為スコトヲ得ス之ニ違背シタル者アルトキハ其ノ不払金ハ違約者ヲシテ弁償

セシムヘシ其ノ弁償ニ応セサルトキハ其者ニ対シテモ組合員ハ取引ヲ為スコトヲ得ス

前三項ノ規定ハ組合員相互間ニ於ケル不払者及延滞者又ハ其取引者ニ付之ヲ準用ス

第二十四条 組合員ノ營業所ハ一人一ヶ所トス

第二十五条 組合員ハ雇人ヲ雇備シタルトキ及解雇又ハ逃亡シタルトキハ之ヲ頭取ニ届出ツヘシ組合員ハ他ノ組合員ノ解雇又ハ逃亡シタル雇人ヲ漫リニ雇備スヘカラス

但シ前雇主ノ承諾ヲ得タルモノハ此ノ限りニアラス前雇主ニ於テ私怨等ヲ以テ拒ムトキハ役員会ノ議決ヲ以テ其ノ承諾ニ代フルコトヲ得

組合員ハ其ノ雇人ニ対シ必要ナル教育ヲ施シ相当ナル待遇ヲ為スヘシ

第二十六条 組合員ハ取引上其ノ雇人ノ為シタル行為ニ付自己ノ指揮ニ出テサルノ理由ヲ以テ其ノ責ヲ免ル、コトヲ得ス

第二十七条 市吏員並ニ本組合員ノ指図ニ従ヒ職務ノ執行ヲ妨害スベカラス

第五章 役員ノ選挙及其ノ権限

第二十八条 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク役員ハ之ヲ名譽職トシ其ノ任期ヲ二ヶ年トス但シ再選スルコトヲ妨ケス

一、頭取 一名 一、副頭取 一名

一、顧問 一名 一、理事 五名

一、評議員 十一名

第二十九条 顧問以外ノ役員ハ組合員中ヨリ組合員之ヲ選挙シ

顧問ハ役員会ニ於テ之ヲ推薦ス

役員ノ選挙又ハ推薦アリタルトキハ其ノ者ニ付市ノ認可ヲ受クルモノトス

第三十条 頭取ハ組合ヲ統轄シ一切ノ事務ヲ総理シ書記雇人ヲ任免ス

第三十一条 副頭取ハ頭取ヲ補佐シ頭取事故アルトキハ其ノ代理ヲ為ス

第三十二条 理事ハ頭取ノ諮問ニ応ヘ頭取ノ委任ニ基キ事務ヲ分掌ス其ノ他組合ノ利害ニ付意見ヲ開陳スルコトヲ得

理事及評議員ヨリ互選ニ依リ会計主任ニ二名ヲ置ク

第三十三条 評議員ハ役員会ニ出席シテ組合ノ一般業務ニ関スル事項ヲ審査議決ス

第三十四条 顧問ハ會議ニ列席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ顧問ハ議決ニ加ハルコトヲ得ス

第三十五条 役員ノ選挙ハ連記無記名トス得票数同数ナルトキハ年長者ヲ以テ当選者トシ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第三十六条 役員中缺員ヲ生ジタルトキハ臨時總會ヲ開キ補缺選挙ヲ行フ其ノ任期ハ前任者ノ残期トス

但シ頭取ニ於テ缺員ノ儘差支無シト認ムルトキハ定期總會迄延期スルコトヲ得

第三十八条 會議ハ定期總會臨時總會及役員会ノ三種トス

第三十八条 總會ハ組合員ヲ以テ組織ス

議長ハ頭取副議長ハ副頭取ヲ以テ之ニ充テ正副議長支障アル

場合ハ理事之ニ代ハルコトヲ得

第三十九条 定期總會毎年三月組合懇親會ヲ兼テ開催シ組合

業務其ノ他諸般ノ報告ヲ受ケテ算ヲ決定シ決算報告ヲ審査シ

其ノ他ノ議題ヲ議決ス

第四十条 臨時總會ハ頭取其ノ必要ヲ認メタルトキ又ハ役員十

名以上若ハ組合員三分ノ一以上ノ請求アリタルトキハ頭取之

ヲ招集スルモノトス

第四十一条 總會ノ招集ハ議題ヲ明記シテ三日以前ニ之ヲ組合

員ニ通知シ同時ニ市ニ届出ツルモノトス

但シ急迫ノ場合ハ前項ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得

第四十二条 總會ニ於ケル議決權ハ一人一個トス

但シ決議事項カ自己ニ利害ノ關係ヲ有スル場合ハ議決權ヲ

行フコトヲ得ス

第四十三条 總會ハ組合員半数以上ノ出席アルニヨリテ成立ス

總會ノ決議ハ出席組合員ノ過半数ニ依リ可否同數ナルトキハ

議長之ヲ決ス

出席員數組合員ノ半数ニ滿タサルトキハ仮決議ヲ為シ更ニ十

日內ニ總會ヲ開キ出席員數ニ拘ハラズ仮決議ヲ確定スルコト

ヲ得

第四十四条 總會ハ豫メ通知シタル議案ノ外附議スルコトヲ得

ス

但シ出席者三分ノ一以上ノ同意アル議長ニ於テ其必要ヲ認

メタル場合ハ臨時議案ヲ附議スルコトヲ妨ケス

第四十五条 役員會ハ役員ヲ以テ組織ス

役員會ハ毎月十四日之ヲ開催シ頭取又ハ他ノ役員四名以上連

名ニテ提出セル議題ヲ審議評決シ其ノ決議ヲ頭取ニ報告スヘ

キモノトス

但シ緊急ノ場合ニ於テハ臨時役員會ヲ開クコトヲ得

役員會ハ頭取之ヲ招集シ議長ハ頭取之ニ当ル

第四十六条 會議ノ議決事項ハ市ノ承認認可ヲ要セサルモノト

雖モ總テ之ヲ市ニ届出ツルモノトス

第七章 會計及賦課

第四十七条 本組合ノ會計年度ハ毎年一月ヨリ十二月迄トス

第四十八条 本組合員ハ組合費ヲ負担ス

第四十九条 組合費負担額及納期ハ役員會ニ於テ決定シ頭取ヨ

リ之ヲ組合員ニ通知ス

第五十条 經費ニ剩余ヲ生シタルトキハ之ヲ翌年度ニ繰越シ不

足ヲ生スルトキハ總會ノ決議ニヨリ其ノ支出方法ヲ定ム

但シ支出急施ヲ要スルトキハ支出後承諾ヲ得ルヲ以テ足ル

第八章 違約処分

第五十一条 市ノ命令規則及本組合暫定規約又ハ其レニ因ル処

分ニ背キ若ハ總會及役員會ノ議決ニ違背シ其ノ他本市場ノ信

用ヲ害スヘキ行為ヲ為ス者アルトキハ事ノ輕重ニ從ヒ役員會

ノ議決ヲ以テ五百円以下ニ於テ違約金ヲ徴收シ取引ヲ停止シ

又ハ市ニ對シ店舗使用ノ停止若ハ取消ヲ申請シ又ハ除名スル

コトアルヘシ

第五十二条 前条ノ規定ニヨル除名処分ハ役員會出席員ノ一致

決議タルコトヲ要ス

第五十三条 市場税及組合費其他組合員ノ義務ニ関スル費用ノ

納付ヲ怠リタル者アル場合ハ取引ヲ停止シ市ニ対シ其旨通知

スルモノトス

第五十四条 違背者ニ関スル役員会ノ議決処分ハ之ヲ頭取ヨリ

監督庁ニ届出ツルモノトス

附則

第五十五条 本規約ハ市ノ承認ヲ得タル後警視庁ノ認可ヲ受ケ

大正十三年十二月四日ヨリ之ヲ施行ス

第五十六条 本規約ヲ変更セムトスルトキハ總會ノ決議ヲ經テ

市ノ承認ヲ得タル後警視庁ノ認可ヲ受クルモノトス

第五十七条 本規約ハ東京市中央卸売市場江東分場ノ開設ニ依

ル本組合ノ解散ト同時ニ廃止スルモノトス

(史料三)

「京橋青物市場組合規約

第一章 総則

第一条 当組合ハ蔬菜、果物、海草及之ニ伴フ商品ノ売買取引

ヲ為ス者ヲ以テ組織シ之ヲ京橋青物市場組合ト称ス

第二条 東京市京橋区北紺屋町、疊町、五郎兵衛町、南伝馬町、

西紺屋町、南紺屋町ヲ以テ当組合ノ市場区域ト定ム

第三条 当組合ハ東京市京橋区北紺屋町九番地ニ事務所ヲ設置

ス

第四条 組合員ニ非ザル者ニ対シテハ第二条ノ区域内ニ於テ同

種ノ商業ヲ営ムコトヲ許サス之ニ違反シタル者アルトキハ組

合長ハ其旨警視庁ニ申告スヘシ

第二章 組合員資格及入退

第五条 組合員ハ左ノ三種トス

一、荷主ト直接ニ委託販売ヲ為ス者ヲ問屋トス

二、当市場及他市場問屋ヨリノ買入品ヲ販売スル者ヲ甲種仲買トス

三、特種品ニ限り直接荷主ト取引ヲ為シ甲種ヲ兼業スル者ヲ

乙種仲買トス

但シ特種品目ハ細目ニ依リテ定ム

第六条 当組合ニ加入セント欲スル者ハ左ノ条件ヲ具備シタル

加入申込書ヲ組合長ニ差出スヘシ

一、原籍住所及売場

二、氏名及年令

三、商標及商号

四、問屋ト仲買(甲乙)ノ區別

五、当市場ニ於テ満五ヶ年以上第一条ノ商品取引ニ従事シタ

ル旨ノ証明

六、組合員二名以上ノ保証

第七条 前条第五項ノ証明ヲ雇主ヨリ得ル能ハサル時ハ組合員

三名以上ノ証明ヲ以テ之ニ代ヘル事ヲ得

第八条 違約処分ヲ受ケタル組合員ハ五ヶ年間第六條第六項ノ

保証人タルコトヲ得ス

第九条 当組合ニ対シ加入ヲ申込タル時ハ役員会ニ於テ之ヲ審

査シ其許否ヲ本人ニ通知ス

第十条 加入ヲ許可セラレタル者ハ其通知ヲ受ケタル日ヨリ三

日内ニ左記ノ加入金ヲ事務所ニ納入シ組合鑑札ノ交附ヲ受ク
ヘシ

一金五百円也 問屋加入金

一金四百円也 仲買ヨリ問屋加入金

一金壹百円也 甲種仲買加入金

一金貳百円也 乙種仲買加入金

一金壹百円也 甲種ヨリ乙種ニ加入金

第十一条 仲買ノ加入金ハ事情ニ依リ役員会ノ決議ヲ以テ甲種

金六十円、乙種金壹百五十円、甲種ヨリ乙種ニ移動ハ金五十

円迄ニ減額スルコトヲ得

第十二条 加入ノ許可ヲ受ケタル者其申込ニ関シ不正ノ行為ヲ

リタル時ハ之ヲ取消シ加入金ハ返還セス

第十三条 組合ニ加入ノ後故ナク営業ヲ開始セス又ハ故ナク六

ヶ月以上営業ヲ休止シ若ハ組合維持費ヲ六ヶ月以上滞納シタ

ル者ハ之ヲ組合ヨリ除名スルコトヲ得

第十四条 問屋仲買ノ營業權利ヲ他ニ売買譲渡セントスルトキ

ハ左ノ条件ニ拠ルモノトス

一、当事者連署ノ上鑑札ヲ添へ事務所ニ届ケ出テ其ノ許可ヲ

申請スルコト

二、前項ノ場合ニ於テハ問屋ノ権利売買譲渡ニ対シテハ金參

拾円也仲買ハ(甲乙)金拾円也ノ登録料ヲ組合ニ納入スル

コト

三、買受人又ハ讓受人ハ第六条及第七条ノ加入申込書ヲ添附

スルコト

第十五条 組合員廃業シタルトキハ十日以内ニ保証人連署ノ脱

退届ニ組合鑑札ヲ添へテ事務所ニ差出スヘシ是ノ届出ヲ為サ

サル者ハ廃業ノ理由ヲ以テ組合維持費ノ負担ヲ拒ムコトヲ得

ス

第十六条 六ヶ月以上所在不明ノ者ハ脱退ト見做シ之ヲ組合ヨ

リ除名ス

第十七条 加入金ハ組合員ノ脱退又ハ其除名ニヨリテ之ヲ返還

セス

第十八条 組合鑑札ハ如何ナル理由アルモ之ヲ他人ニ貸与スル

ヲ得ス

第十九条 左ノ場合ニ於テハ三日以内ニ事務所ニ届出テ鑑札ノ

再交付ヲ受クヘシ

一、住所氏名ニ移動ヲ生シタル時

二、紛失毀損又ハ文字不分明ニ帰シタル時

第二十条 加入申込書、譲渡書及ヒ鑑札ノ形式ハ細則ニ於テ之

ヲ定ム

第三章 組合ノ管理

第一節 總會

第二十一条 定時總會ハ毎年四月ヲ以テ招集シ組合長ヨリ其年

度ノ事績及ヒ決算ヲ報告シ且翌年度ノ予算案及緊急費ヲ提出

ス

第二十二条 臨時總會ハ役員会ニ於テ必要ト認メ又ハ組合員過

半数ノ請求アリタルトキ之ヲ招集ス

第二十三条 臨時總會ノ請求書ニハ議事ニ附スヘキ事項ヲ明記

スヘキコトヲ要ス

第二十四条 総会ハ期日ヨリ五日前組合長其招集状ヲ発スヘシ

但シ緊急ノ場合ニ於テハ之ヲ短縮スルコトヲ得

第二十五条 正副組合長ヲ以テ総会ノ正副議長トス正副組合長

事故アルトキハ理事之ヲ代理ス

第二十六条 総会ハ組合員過半数ノ出席アルニ非サレハ開会ス

ルコトヲ得ス

第二十七条 総会ノ決議ハ出席組合員ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス

但可否同数ナルトキハ議長之ヲ裁決ス

第二十八条 総会ニ於ケル組合員ノ決議権ハ一人一個トス

第二十九条 総会ノ決議ニ付特別ノ利害関係ヲ有スル者ハ其決議権ヲ行フコトヲ得ス

第三十条 総会ニ於テ議場騷擾ノ為メ整理シ難キトキハ議長ハ

当日ノ議事ヲ中止シ又ハ休会ヲ命スルコトヲ得

第二節 役員

第三十一条 当組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一、組合長 一名 一、副組合長 一名

一、理事 五名 一、評議員 十名

第三十二条 役員ハ総て名譽職トス但総会ノ決議ヲ以テ相当ノ

慰勞金ヲ贈与スルコトアルヘシ

第三十三条 組合長ハ本規約ノ執行及ヒ組合事業ニ関スル一切

ノ事務ヲ統轄ス

第三十四条 副組合長ハ組合長ヲ補翼シ組合長事故アルトキハ

之ヲ代理ス

第三十五条 理事ハ組合長ヲ補佐シ組合ノ事務ヲ分掌ス

第三十六条 評議員ハ役員会ニ参与シ組合ノ施設改善ニ関スル

一切ノ事務ヲ評議ス

第三十七条 役員ハ組合員中ヨリ選挙シ其任期ヲ二ケ年トス但

シ改選ノ場合ニ於テハ其年ノ三月中ニ之ヲ行フ

第三十八条 役員ノ選挙ハ総て無記名投票トシ投票同数ナルト

キハ年長者ヲ以テ当選ト定ム

第三十九条 役員ニ当選シタルモノハ正当ノ理由ナクシテ之ヲ

辞スルコトヲ得ス

第四十条 役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ補缺選挙ヲ行フ但補缺

員ハ前任ノ任期ヲ越ユルコトヲ得ス

第四十一条 役員会ハ毎月三回以上定例日ニ開会ス但シ臨時開

会スルコトヲ得

第四章 營業取締

第四十二条 組合員ハ互ニ同一若ハ類似ノ商標及ヒ商号ヲ使用

スルコトヲ得ス

第四十三条 組合員本店以外ニ売場所ヲ設置スルニハ組合長ノ

認可ヲ受クルコトヲ要ス之ニ違反シタル者ニ對シテハ其売場

所ヲ閉鎖セシム但認可後其売場所力本人ノ營業ニ非サルコト

ヲ発見シタルトキハ前認可ヲ取消スベシ

第四十四条 市場外ニ住所スル組合員ハ其住所ニ於テ市場類似

ノ取引ヲ為スコトヲ得ス

第四十五条 甲種仲買ハ如何ナル事由アルモ産地ノ荷主ト直接

取引ヲ為スコトヲ得ス

第四十六条 乙種仲買ハ特種品ニ規定セラレタル以外ノ物ニ対シテ如何ナル事由アルモ荷主ト直接ニ取引スルコトヲ得ス

第四十七条 仲買(甲乙)保証人ハ開業後參ヶ年間金參百円ヲ限度トシテ負担スルモノトス但シ此期間ヲ経過シタル時ハ保証人ハ其責ニ任セス

第四十八条 組合員ハ組合員タルト否トヲ問ハス三ヶ月以上掛代金ヲ支払ハサル者ニ対シ其旨組合長ニ申告シ組合長ハ役員會ノ決議ニ依リ取引ヲ拒絶スルコトアルヘシ

第四十九条 組合員ハ獲リニ自ラ産地ニ出張シ又ハ店員ヲ派出シテ荷主ニ対シ特別ノ条件又ハ其ノ他ノ手段ヲ以テ之ヲ勸誘シ一般組合員ノ利益ヲ害スル行為アルヘカラス

第五十条 組合員カ他ノ組合員ノ使用人ニ対シ掛売ヲ為ストキハ雇主ニ通知スヘシ之ニ背キタル取引ノ損害ニ付テハ売主其責ニ任ス

第五章 市場取締

第五十一条 当市場ノ開市時間ハ毎日午前四時ヨリ正午十二時迄トス

第五十二条 当市場内ニ於テ公道店先ヲ使用シテ營業セントスル者ハ店舗所有者ノ承諾ノ証ヲ添ヘテ組合長ノ承認ヲ求ムルヘシ

売買譲渡転貸質入抵当ノ際亦同ジ

第五十三条 組合員ハ閉市後直チニ市場ヲ清潔ニ掃除スヘシ

第五十四条 開市中ト雖モ猥リニ道路ニ物品ヲ横ヘ又ハ汚水塵芥等ヲ放散シテ交通ヲ妨害スヘカラス

第五十五条 伝染病流行ノ際ニ於テハ特ニ衛生ニ注意シ予防法ヲ勵行ス

第六章 會計

第五十六条 組合員ハ売場所ノ尺数及ヒ其種類ニ依リ毎月一定ノ組合維持費ヲ支出スルノ義務ヲ有ス

第五十七条 投師其他ノ出商人ニ対シテハ役員會ノ決議ヲ以テ一定ノ場所料ヲ賦課ス

第五十八条 組合ハ基本金ヲ積立ツルコト

第五十九条 前条ノ積立金ハ之ヲ特別會計ニ屬ス

第六十条 其年ノ四月ヨリ翌年三月迄ヲ以テ当組合ノ會計年度ト定ム

第七章 違約処分

第六十一条 組合員第十八条第十九条第四十二条第四十四条

第六十二条 三回以上違約金ニ処セラレタル組合員又ハ第四

第五十五条第四十六条第四十七条ニ違反シタルモノハ組合ヨリ除名

金ニ処ス

第六十二条 三回以上違約金ニ処セラレタル組合員又ハ第四

第五十五条第四十六条第四十七条ニ違反シタルモノハ組合ヨリ除名

ス

第六十三条 第四十七条ノ負担金ヲ保証人ニ支払ハシメタル仲

買ハ組合ヨリ除名ス

第六十四条 第四条ノ警告者ト取引スルコトヲ得ス之ニ違反シ

タル者ハ組合ヨリ除名ス

第六十五条 組合員ハ荷主ニ対シ故ナクシテ委託販売代金ノ支

払ヲ遅延シ組合ノ信用ヲ害スルノ行為アルヘカラス之ニ違反シタル時ハ組合ヨリ除名ス

第六十六条 投師其他ノ商人組合長ノ命令ニ従ハサル時ハ当事場へ出入ヲ禁止ス

第六十七条 違約処分ハ総テ役員会ノ決議ニ附スルコトヲ要ス

第八章 補 則

第六十八条 組合員ハ翌年一月十五日迄ニ取扱ヒタル一ケ年間ノ商品及ヒ数量価格ヲ取調ヘ之ヲ事務所ニ届出ツヘシ

第六十九条 本規約施行ニ関スル細則ハ役員会ニ於テ之ヲ定ム

第七十条 将来此規約ヲ変更セントスルトキハ總會ノ決議ニ附シ警視庁ノ認可ヲ受クヘシ

第七十一条 本規約ハ大正八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七十二条 従前ノ京橋青物市場組合規約ハ本規約施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

組合規約細則

第一条 組合ノ事務或ハ其他ノ事項ニ関シテ投票カ無名ナル場合ト雖モ役員会ノ協議ノ結果之ヲ採用スルコトアルヘシ

第二条 組合員ノ店員タリシ者ヲ雇傭セントスル時ハ前傭主ノ意嚮ヲ問ヒ異議無キ時ニ限り雇傭スルコトヲ得

第三条 前条ノ規定ニ違反シタル傭主ニハ金五十円也ノ違約金ヲ課シ之ヲ解傭セシム

第四条 仲買人カ組合員ニ対シ負債ヲ解決セスシテ組合員ノ店員タラント欲スル時ハ雇主ハ其ノ債務ヲ履行スヘキ義務ヲ有ス

第五条 前条ノ規定ヲ履行セサル傭主及仲買人ハ組合ヨリ除名ス

第六条 役員改選ハ其年度ノ三月廿日ヨリ二日間ニ左ノ順序ニ依リテ執行シ其結果ハ即日発表ス

第一日 組合長副組合長選挙

第二日 役員選挙

但シ当選者ノ互選ヲ以テ理事評議員ヲ選任ス

第七条 選挙人ハ当日本人事務所ニ於テ投票用紙ヲ取り自署ノ上投票スルコト

第八条 組合員中女主人又ハ名義人ト雖モ丁年未滿ノ場合ニ於テハ其家ノ營業代理者ト認ムル者ニ投票權ヲ許スコトヲ得

第九条 評議員五名中弍名ハ仲買員中ヨリ選挙ス但シ仲買ハ組合長副組合長及理事タルコトヲ得ス

第十条 本規約第五条第三項ノ特種品ハ玉葱、馬鈴薯、甘藍ノ三種ヲ除ク其他ノ西洋野菜トス

第十一条 除名処分又ハ懲戒処分ニ処セラレタル者ハ其旨組合員各店頭ニ揭示スヘシ

第十二条 当選次点者ノ有効期間ハ三ヶ月間トス

第十三条 役員会ノ決議ヲ以テ退職功勞表彰規定ヲ定ム

(史料四)

一 千住青物市場組合規約

第一章 市場名称並ニ市場事務所ノ位置

第一条 本組合ハ千住青物市場ト称ス

第二条 当市場ノ位置ハ千住町大字千住中組(小字川原町)往

還ニ沿ヒ西側廿一番地ヨリ四十四番地マデ東側百廿五番地ヨリ百五十一番地迄トス

第三条 本組合事務所ヲ千住町大字千住中組千十七番地ニ設置ス

第二章 商品ノ種類

第四条 本組合売買商品ノ種類ハ蔬菜果物乾物及魚鳥トス

第三章 組合ノ目的

第五条 組合員ハ総テ共同ノ利益ヲ重シ親睦ヲ旨トシ緩急相助ケ以テ昔日ノ陋習ヲ洗ヒ親切実直ヲ主トシ商業ノ隆盛ヲ希圖スルヲ目的トス

第四章 市場開閉ノ日時及休業ニ関スル事項

第六条 市場売買時間ハ毎日午前五時ヨリ正午十二時迄トス

但シ新里芋ハ毎年七月一日午後四時ヨリ同七時迄又新蓮根ハ七月ヨリ九月迄午後四時ヨリ競売ヲ開始シ午後十時迄ニ閉終スルモノトス其他ノ物品ハ午後競売ヲナスヘカラス

第七条 毎年一月一日ハ四方拜ニ付祝意ヲ表スルタメ一同休業ス

第八条 若シ市場組合ノ団体ヲ廢セントスルトキハ警視庁ヘ届出ツル事

第九条 新ニ組合ニ加入セント欲シ身元保証人連署ヲ以テ事務所ヘ申出タルトキハ役員ハ本人ノ身元及ビ品行等ヲ取調支障ナシト認ムルトキハ則チ組合ノ規約ヲ明示シ記名調印セシメ且ツ組合ヘ加入金トシテ金百円ヲ差出サシメ而シテ始メテ加

入ノ効ヲ有スルモノトス

但シ加入金ハ組合基本金ノ内ヘ繰入保管シ置キ廃業等ヲナス場合ハ返戻ヲナスモノトス此加入金利子ハ組合経費ノ内ヘ編入ス

第十条 問屋組合権利譲与ノ場合ハ其旨頭取ニ申出役員会ノ決議ヲ經承認ヲ得ルニ非ラザレバ之ヲ譲与スル事ヲ得ズ

第十一条 問屋組合権利ノ譲与ヲナサズシテ代理人ヲ設ケ其營業ノ引継ヲナサンメタリト雖モ素ヨリ權利ノ譲与ヲ受ケザル代理人ハ別ニ問屋組合権利ノ資格ヲ有セサルモノトス

第十二条 休業者ハ其旨申出ノ日ヨリ五ヶ年ノ間組合経費ノ負担ヲナサズシテ經過シタルトキハ組合員ノ權利資格ヲ失フモノトス

但シ休業中引続キ組合経費負担ヲナスモノハ此限リニ非ズ
第十三条 休業者ニシテ向後休業ノ日ヨル五ヶ年以内ニ復活ヲ申出ズルト雖モ其當時小字川原町ニ現在スル者ニ非ラザレバ其ノ効ヲ有セズ

第十四条 組合ヲ退去セント欲スルモノハ其旨事務所ニ申出且事務所ノ費用悉皆精算相定候上除名シ事務所ハ其手続ヲ五日以内ニ所轄警察署ニ届出ヘキト

第六章 役員ノ選挙及ビ其任期並ニ権限

第十五条 本組合ノ役員ハ頭取一名副頭取一名会計役一名幹事四名書記一名トス

第十六条 正副頭取ハ組合問屋中ヨリ無記名投票ヲ以テ選挙シ会計役及ビ幹事ハ頭取ノ指名ヲ以テ推薦ス其任期ハ各一ヶ年

トシ満期後再選スルモ妨ナシ

但シ有効最多数ヲ得タル者ヲ以テ当選トス若シ投票同数ナルトキハ年長者ヲトリ同年月日ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

ヲ定ム

第十七条 頭取ハ本組合ヲ代表シ市場ノ事務ヲ裁判ス

第十八条 副頭取ハ権限頭取ニ亜ク頭取若シ事故アルトキハ其代理者トナル者トス

第十九条 正副頭取ハ信望上ヨリ挙ラル、者ナレハ無給トス

第二十条 会計役幹事及ビ書記ハ正副頭取ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ弁理シ且会計ノ報告ヲナス等総テ事務所万端ノ事務ヲ調理シ記録ヲ担任スル者トス

第二十一条 正副頭取及ビ会計役幹事ハ期限内職務ヲ怠リ組合ノ不便ヲ醸生シ又ハ不正ノ行為アルトキハ衆議ノ上解任スルモノトス

第二十二条 書記ハ役員ノ協議ヲ以テ雇入相当ノ給料ヲ与フ若シ職務中不正ノ行為アルトキハ頭取ノ意見ヲ以テ直ニ之ヲ解雇スヘシ

第二十三条 正副頭取ノ被選者ハ正当ノ理由アルニ非サレバ辞スルヲ得ス

第七章 会議ニ関スル事項

第二十四条 本組合ノ会議ハ通常会及臨時会ノ二種トス

第二十五条 通常会ハ毎月七日之ヲ開キ商業ニ関スル利害得失

及諸般ノ事務ヲ議定スルモノトス

第二十六条 臨時会ハ組合員五分ノ一以上ノ請求アリタル場合

ニ於テ開クモノトス

第二十七条 会議ハ組合員半数以上出席スルニアラサレハ開会スル事ヲ得ス

第二十八条 議事ハ同意ノ多数ヲ以テ之ヲ決ス若シ可否同数ナルトキハ議長之ヲ決スルモノトス

第二十九条 議長ハ頭取ヲ以テ之ニ充ツ頭取事故アルトキハ副頭取之ニ代ルモノトス

但シ頭取及副頭取共ニ事故アルトキハ出席員ノ互選ヲ以テ其会ノ議長ヲ定ムヘシ

第八章 市場経費ニ関スル事項

第三十条 組合経費ノ予算額ハ販売価額ノ多寡ニ応シ組合會議ニ於テ等級ヲ定メ組合員一同ニ賦課スル者トス若シ組合員ニシテ六ヶ月以上経費負担ノ義務ヲ果サザル者ハ除名スルモノトス

但シ臨時ノ費用ハ其時々便宜賦課法ヲ定ム

第三十一条 前条徴収シタル金額ハ市場稅事務所費會議費及ヒ書記給料其他雜費ニ支出スルモノトス

第三十二条 毎年一月前年間に組合事蹟並ニ費用決算ヲ警視庁ヘ申報スヘシ

第九章 違約者ニ関スル事項

第三十三条 各条項ノ規定ニ違反シ又ハ役員ノ制止ヲ受クルモ闖入サル者ハ組合會議ノ決議ニ依リ速ニ之ヲ除名スルモノトス

第十章 組合必要ノ事項

第三十四条 当市場ニ於テ売買スル総テノ物品ハ区域内ニ限り区域外ニ於テ売買ヲナスヘカラス

但シ現ニ營業場ヲ同区域内ニ有シ住居ヲ小宇川原町内ニ有スル者ハ間屋権利ノ資格ニ於テ妨ナシ

第三十五条 組合員中市場区域則小宇川原町以外ニ転住シタル場合ハ間屋権利ノ資格ヲ失フモノトス

但シ休業者モ亦同シ

第三十六条 毎日常務取扱時間ハ午前五時ヨリ午後三時迄トス

但シ第六条但シ書ノ時間ハ此限りニアラス

第三十七条 間屋ハ荷主ヨリ委託サレタル販売物品ノ品質価額ヲ秤定シ売買ノ紹介ヲ為シ物品売上金高ノ八分ヨリ一割二分迄ヲ手数料トシテ口銭ヲ申受クル者トス

但シ委託サレタル諸貨物中不正品ト認ムルトキハ其旨事務所ヘ申出ツヘシ事務所ハ相当ノ手続ヲナスモノトス

第三十八条 衛生上最モ注意スヘキハ食品ニアリ依テ組合ニ於テ不熟腐敗ニ傾キタル物品等取扱ハサル様各注意スヘシ若シ不熟腐敗ノ物品ヲ売買スル者ヲ認ムルトキハ互ニ事務所ヘ報告スヘシ役員ハ直チニ出張シテ該品質取調ノ上売買取引ヲ差止メ且放棄ヲ命ズルコトアルヘシ

第三十九条 組合員ハ私利ヲ謀リ又ハ他ノ營業者ヲ妨害スル目的ヲ以テ山方(物品産地荷主ヲ云フ)廻リノ義ハ決シテナスヘカラス若シ事故アリ出張スル場合ハ其旨事務所ヘ申出役員ノ指揮ヲ受クヘシ

但シ親戚者ハ此限りニアラス

第四十条 山方荷主ノ内ニ親戚之レアル者ヲ以テ其親戚ヲ利用シ他ノ山方ヘ貨物出荷ノ依頼等決シテナスヘカラス

第四十一条 毎年一月初荷ノ節ハ荷主ヘ対シ酒肴ヲ差出スヘキコト

第四十二条 仲買ハ直接ニ荷主ト取引ヲナスヘカラス

第四十三条 本組合ニ対シ取引上ニ誠実ノ意思ヲ以テ負債弁償ノ義務ヲ怠ル者アルトキハ該被害者ハ其事由ヲ役員ニ申出ツヘシ役員ハ其事実ヲ調査シ不誠実ノ意思顯著ナレハ組合員全体ヘ報告スヘシ此場合ニ於テ該債務者カ弁償ノ義務ヲ了ヘサルカ又ハ被害者ト示談調整不成立ノ間ハ組合員ハ決議ノ上一同之下取引ヲナスヘカラス

第四十四条 組合組屋ニシテ組合中他ノ間屋ヨリ物品ヲ購入シ直チニ自宅前ニ於テ競売ヲナスハ組合ヘ対シ不利益ヲ与フルノミナス市場全体ニ係ル障礙ヲ醸生スルノ恐レアルヲ以テ決シテナスヘカラス

第四十五条 諸貨物運搬ノ荷車ハ直ニ問屋ノ庭内ニ挽キ入レ荷物ノ積下シヲナスヘシ

第四十六条 貨物運送ノ空車ハ直チニ千住中組千七番地稲荷神社構内亦ハ字掃部堤敷ヘ挽キ入レ置荷車ノ番人ニ依トスヘシ

第四十七条 商品積下ハ往還ニ羅列セサルハ勿論通行ノ妨害不成様力メテ注意スヘシ

第四十八条 市場ハ売買ノ終ルヲ俟テ各自清潔ニ掃除スヘシ

第四十九条 組合員中転居又ハ旅行等ヲナス者ハ其都度事務所

へ届出ツヘシ

第五十条 商業上ノ事件ニ付売買者ト組合問屋ニ若シ紛議ヲ醸生スル事アルトキハ役員ハ中間ニ立チテ公平無私ノ取扱ヒヲナスモノトス

第五十一条 組合事務所ニ備フル諸帳簿ノ閲覧ヲ乞フモノアルトキハ閲覧セシムヘシ

附則

第五十二条 此規約ヲ改正スルニ方リ現在問屋組合以外則チ既往ニ遡リ休業者ニシテ引続キ問屋組合経費ノ負担ヲナサザリシ者ハ問屋組合団体ハ廢業者ト認ム

第五十三条 将来此規約ヲ改正加除スル必要アルトキハ会議ニ於テ之ヲ議決シ警視庁ノ認可ヲ受クヘシ

本規約ハ組合規約第四十八条ニ依リ組合員總會ニ於テ之ヲ議定シ茲ニ署名捺印スルモノナリ

連名調印

(史料五)

一 親和会々則

第一章 總則

第一条 本会ハ親和会ト称ス

第二条 本会ノ事務所ハ西巢鴨町巢鴨ニ番地関東農産市場ニ置ク

第三条 本会ハ関東農産市場内問屋ノ店主ヲ以ツテ組織ス

第四条 本会ハ専ラ親愛和合ヲ旨トシ日常業務ノ發展ヲ計リ營業ニ関スル諸般ノ打合ヲナシ且ツ問屋業ニ関スル研究ヲ以ツ

テ目的トス

第五条 前条ノ目的ヲ達センガタメ會員ノ遵守スベキ会則(營業規定)ヲ設ケ且ツ毎月一回以上集會ヲナシ以ツテ其ノ研究ヲナスモノトス

第六条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名

二、副會長 一名

三、會計 一名

第七条 會長ハ本会ヲ代表シ諸般ノ事務ヲ掌理スルモノトス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長不在カ又ハ事故アルトキハ之レガ代理ヲナスモノトス

會計ハ會員ヲ保管シ且ツ收支計算並ニ一般會計ノ事務ヲ司ルモノトス

第八条 役員ノ任期ハ一ケ年トス但シ再選ヲ認ムルモノトス

第三章 總會

第九条 本会ハ毎月五日定時總會ヲ開キ尚必要ニ応シ臨時集會ヲナスモノトス

第十条 本会ヲ維持スルタメ會員ハ毎月金參円ノ會費ヲ納入スルモノトス(但シ會費ハ總會當日各自持參スルモノトス)

第十一条 會費ハ本会ノ維持費タルモ主トシテ左ノ場合ニ使用スルモノトス

一、會員慶弔費 一回金五円

二、會員以外ノ商人同上 一回金五円

三、商人開店祝 大ビラ一枚

四、懇親会費

五、其他臨時ニ起リタル事故

此場合ハ特ニ總會ノ決議ヲナスモノトス

第十二条 本會員ハ関東農産食品株式会社定款並ニ関東農産食品市場組合規約並ニ契約書ヲ遵守スルハ勿論本会則ヲ厳守スルモノトス

第四章 誓 約

第十三条 本会ハ第四条ノ目的ニ明記セル如ク親愛和合ヲ旨トシ円満ナル營業ヲナスヲ要トスルモノナレドモ万一會員中此ノ趣旨ニ反シ平和ヲ欠ク行動ヲナスモノハ本会ノ決議ニ依リ本人ニ對シ警告ヲスルモノトシ尙本条ヲ體セザルトキハ関東農産食品株式会社々長ニ申出其裁決ヲ受クルモノトス

第十四条 本會員ハ日常營業ノ發展ヲ計ルト謂モ決シテ各自競争ヲナサズ物品ノ売買ヲナスニ於テモ常ニ打合せナシ物品ノ融通ヲナシ常ニ平均相場ヲ保タシムル様ニ打合せ決シテ競争ノ態度ヲ以テ売買セザル様心掛クルコト

第十五条 本會員ハ日常ノ物品ヲ多く引入ルコトハ最モ緊要ナリト謂モ是レガタメ山廻リヲナスヲ最モ必要ナレドモ不法ノ手段ヲ購ジ他人ノ迷惑トナルガ如キ行動ヲナス可ラズ

第十六条 荷主ニ對シテハ誠実ヲ旨トシ物品ニ對シテハ親切ヲ第一トシ殊ニ仕切ヲ迅速ニシ且ツ空箱籠樽等ノ始末ハ責任ヲ以ツテ之ヲ取扱ヒ決シテ紛失等ナキ様ニ注意スルコト

第十七条 他ノ問屋ニ入荷アリテ店主店員不在ノ場合ニハ御互ニ手伝フテ決シテ荷主ニ不便ナキ様ニスルコト

第十八条 商人ニ對シテハ荷主ニ對スル態度ヲ以テ接スルト共

ニ市場規定ニ定ムルトコロノ現金制度ヲ勵行スルコト、シ信用ノ程度ニ依リ多少ノ貸金ヲナスコトヲ得ルト謂モ本会ノ決議ヲ要スルモノトス

第十九条 口銭ハ總テ組合規定ニ依ルモノトス

但シ協議ノ上多少變動セシムルコトヲ得

第二十条 教師ニハ絶対ニ相對売ヲナサシメザルコト

第二十一条 本會員ハ取引上又ハ本会ニ関スル秘密事項ハ決シテ他ニ漏ス可ラザルコト

第二十二条 地方山廻リノ際ニハ從來当組合又ハ本會員ノ出入荷主ニ對シテハ絶対ニ之レヲナサズ可成其ノ他ノ荷主ヲ勸誘シ自店ノ繁榮ヲ計ルノミナラズ当市場ヲ紹介スルコトニ努ムルコト

第二十三条 從來当市場並ニ會員ノ出荷シタル荷主ニシテ本人ヨリ特ニ自店ニ出荷ヲ希望シ來レル際ハ本会ノ承認ヲ得ルモノトス此場合從來入荷アリタル店主ハ心良ク之レヲ承認シ決シテ荷主ニ對シ惡感情ヲ起サシメザルコト

第二十四条 前各条ヲ遵守スル以上ハ何時ニテモ亦何回タリトモ山廻リヲナスモ差支ナキモノトス

但シ第十五条ハ特ニ嚴守ス可キコト

第二十五条 第十四条ニ明記セル如ク特ニ貴重品(モガキ物)ハ毎早朝其ノ相場ニ付キ打合せヲナシ商人ニ余リ高価ニ売ラヌコト

第二十六条 前条並ニ第十三条ヲ遵守スルタメニ特ニ主人ノ許

可ナシニ店員ヲシテ勝手ニ売買セシメザルコト

第二十七条 店主ハ荷主並ニ商人其他ノ者ニ不便ナカラシムル
タメ必ズ一名以上ノ店員ヲ在店セシムルコト

但シ不得止事情アリ留守スル場合ニハ他店ニ依頼スルモノ
トシ依頼セラレタル店又ハ他ノ店ハ第十七条ヲ遵守シ御

五ニ不便ナカラシム可シ

第二十八条 夜間ハ常ニ不在勝ニシテ前条ノ目的ヲ達シ得ザル
場合多シ各自特ニ注意シ失火盗難等ナキ様ニ努ムルコト

第二十九条 店員ノ勤怠ハ直接店ノ盛衰ニ関係アルモノナレバ
御互ニ其ノ善導ニ注意スルコト、シ満一不良ニシテ本会員ノ
命ニ服セザルモノハ会社ノ裁決ヲ乞フコト

第三十条 店員ニシテ三ヶ年以上同店ニ勤務シ成績良好ナルモ
ノニ対シテハ之ヲ表彰シ亦ハ退店ノ場合ニハ記念品ヲ贈ルコ
ト以上ノ場合ハ総テ総会ノ決議ニ依ルモノトス

第三十一条 本会ノ名義ヲ以テ会社並ニ第三者ニ対シテ請願又ハ
交渉ノ場合等ハ総テ本会ノ決議ヲ以テナスコト

第三十二条 会社ニ対スル賃貨料納付ニ関シテハ特ニ注意シ奨
勵規定ニ違反セザル様努メルコト

第三十三条 本会則ハ総会ノ決議ニ非ラザレバ改正スルコトヲ
得ズ

追 則

第三十四条 会社トノ契約ノ通り自店以外ニ於テ營業ヲナスコ
トヲ得ザルモノトス

但シ自店ニ出店シタルモノニシテ他店主ノ売買スルモノハ

此限ニ非ラズ

以上

右条項ヲ遵守履行スルタメ左ニ署名捺印スルモノトス

大正十四年十一月一日

東京府北豊島郡西巢鴨町大字巢鴨二番地

関東農産食品市場内

(史料六)

一 定 款

第一章 総 則

第一条 当会社ハ武蔵屋興業株式会社ト称ス

第二条 当会社ハ本店ヲ東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町大字千駄ヶ
谷九百三十七番地ニ置ク

但シ取締役会ノ決議ヲ経テ便宜ノ地ニ支店又ハ出張所ヲ設
クルコトヲ得

第三条 当会社ハ左ノ事業ヲ営ムヲ以テ目的トス

一、食料品市場ノ経営

二、自動車ノ賃借運搬並ニ修繕

三、農具、工具材料及諸雜貨ノ販売

四、前項ニ関スル一切ノ附帯事業

第四条 当会社ノ資本金総額ヲ金拾萬円トス

第五条 当会社ノ存立期間ハ会社設立ノ日ヨリ滿參拾ヶ年トス
但シ此期間ハ株主總會ノ決議ヲ以テ変更スルコトヲ得

第六条 当会社ノ公告ハ東京ニ於テ発行スル時事新報ニ掲載ス

第三章 株 式

第七条 会社ノ株式總數ハ貳千株ニシテ壹株ノ金額ヲ金五拾円トス

第八条 当会社ノ株式ハ記名式ニシテ壹株券、拾株券、五拾株券ノ參種トス

第九条 当会社ノ株式第壹回払込金額ヲ壹株ニ付金拾貳円五拾錢トシ第貳回以後ノ払込ハ株主總會ノ決議ヲ經テ之レヲ定ム

第十条 株金ノ払込ヲ怠リタル株主ニ對シテハ其払込期日ノ翌日ヨリ払込当日迄金壹百円ニ付一日金四錢ノ割合ヲ以テ延滞利子及之カ為生シタル損害ヲ賠償セシム、本条ノ場合ニ於テハ其義務完済ニ至ル迄其株式ニ對シ名義書換ヲ停止スルコトアルヘシ

第十一条 株式ノ売買讓渡ハ当会社所定ノ請求書ニ双方連署ノ上又相統遺贈ハ法律上ノ手續ニ因リ株式取得ノ名義書換ヲ請求スルモノハ当会社所定ノ請求書及其取得ノ原因ヲ証スヘキ書類ヲ其株式ニ添ヘテ差出スヘシ

名義書換手数料ハ株券壹株ニ付金拾五錢トス

第十二条 株券ノ毀損又ハ分合ノ為新券ノ交付ヲ請求スルモノハ新株券ニ当会社所定ノ請求書ヲ添ヘテ差出スヘシ株券ノ喪失ニヨリ再交付ヲ請求スルモノハ当会社所定ノ請求書ニ其事実ヲ証明スヘキ書類ヲ添ヘテ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ当会社ハ請求者ノ費用ヲ以テ三日間二種以上ノ新聞紙ニ其旨ヲ廣告シ其最終廣告ノ日ヨリ尚三十日ヲ經過スルモ他ヨリ故障ノ申出ナキトキハ新株券ヲ交付ス

本条ノ場合ニ於ケル新株券交付ノ手数料ハ株券壹株ニ付金五

拾錢トス

第十三条 株式ノ取得移転ハ本章ノ規定ニ從ヒ株主名簿及株券ニ登録記入ヲ終ラサルトキハ会社ニ對シ其効力ナキモノトス

第十四条 株主ハ住所氏名及印鑑ヲ当会社ニ届置クヘシ之ヲ變更シタル場合亦同シ

第三章 株主總會

第十五条 当会社ノ株主總會ハ定時及臨時ノ二種ニ別チ定時總會ハ毎年六月及十二月ノ兩度ニ之ヲ開キ臨時總會ハ必要ニ応シテ之ヲ開ク總會ニ於テハ豫メ株主ニ通知シタル事項ノ外他議ニ渉ルコトヲ得ス

第十六条 株主ノ議決權ハ壹株ニ付壹個トス

第十七条 株主ハ代理人ヲ以テ其議決權ヲ行使スルコトヲ得

但シ代理人ハ当会社ノ株主ニ限ルモノトス

第十八条 株主總會ノ議長ハ社長之ニ任ス

但シ社長事故アルトキハ他ノ取締役之ヲ代理ス若シ取締役全部差支アルトキ又ハ商法第六十條ノ規定ニ依リ臨時

總會ニ於テハ出席株主中ヨリ之ヲ選舉スルモノトス

第十九条 總會ノ議長ハ會議ヲ延長シ又ハ会場ヲ移スコトヲ得

第二十条 株主總會ノ議事ハ其要項ヲ記載シ議長及出席株主氏名以上之ニ連署ス

第四章 役員

第二十一条 当会社ニ左ノ役員ヲ置ク

取締役 七名以内 監査役 參名以内

第二十二条 取締役ハ株式壹百株以上監査役ハ株式五拾株以上

ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス選票同数ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 取締役ノ任期ハ參ケ年監査役ノ任期ハ貳ケ年トス但シ任期滿了後ト雖モ定時株主總會終了迄ハ其ノ任期ヲ伸長スルコトヲ得

第二十四條 取締役ハ其任期中自己所有ノ当会社株式壹百株ヲ監査役ニ供託スヘシ監査役ハ之ヲ会社ニ保管ス

第二十五條 取締役ハ互選ヲ以テ社長、專務取締役各壹名ヲ選任ス

專務取締役ハ社長ヲ兼ヌルコトヲ得又監査役ハ互選ヲ以テ常任監査役ヲ選任スルコトヲ得

第二十六條 專務取締役及社長ハ内部ニ在リテハ会社ノ業務ヲ統轄シ外部ニ對シテハ会社ヲ代表ス

第二十七條 役員中缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ開キテ補缺選舉ヲ行フ其當選者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

但シ留任者ノ数法定ノ人員ヲ缺カス且ツ業務ニ差支ナキトキハ次ノ改選期迄補缺選舉ハ延期スルコトヲ得

第二十八條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十九條 取締役ニ於テ必要ト認ムルトキハ相談役顧問又ハ支配人若干名ヲ置クコトヲ得

第五章 計 算

第三十條 当会社ノ計算ハ壹ケ年式期ニ分チ十二月ヨリ五月迄ヲ上半期六月ヨリ十一月迄ヲ下半期トス

第三十一條 当会社ノ損益計算ハ每期収入金ヨリ總支出金ヲ控

除シタルモノヲ以テ純利益金トシテ左ノ標準ニ拠リ処分ス

法定積立金 百分ノ五以上

準備積立金 百分ノ三以上

固定資金消却積立金 百分ノ三以上

役員賞与金

従業員賞与金

株主配当金

後期繰越金

第三十二條 株主配当金ハ毎決算期末ノ現在ノ株主ニ配当ス其支払当日ヨリ滿參ケ年ヲ經過スルモ尚受領セサルトキハ之ヲ当会社ノ所得トス

第三十三條 準備積立金ハ取締役會ノ決議ニヨリ必要ト認ムルトキハ之ヲ支出スルコトヲ得

(史料七)

品川青物市場組合規約

第一章 名称及事務所ノ位置

第一條 本組合ハ品川青物市場ト称ス

第二條 本市場ハ荏原郡品川町元南品川五丁目一五六、一五七、

四三二、四三三、四三四番地先ニ設置ス

第三條 本組合事務所ハ同郡品川町元南品川五丁目一五七番地

ニ置ク

第二章 商品ノ種類

第四條 本組合市場ニ於テ売買スル商品ノ種類ハ蔬菜果物及川魚類トス

第三章 市場開閉ノ日時及休廃ニ関スル事項

第五条 本市場ノ開閉時間ハ毎日午前五時ヨリ正午十二時迄トス

第六条 本市場ハ毎年一月一日、六月七日、十二月三十一日ヲ以テ休場トス

第七条 前条ニ定ムル休場ノ外尚臨時休場又ハ廢場スル場合ニハ組合總會ノ決議ヲ以テ定ム

第四章 組合入退者ニ関スル事項

第八条 本組合員ハ親睦ヲ旨トシ信義ヲ厚フシ斯業ノ改良發達ヲ企図シ苟モ不徳義ノ行ヲ為シ組合ノ体面ヲ汚損スル所為アルヘカラス

第九条 本市場ニ於テ蔬菜果物及川魚ノ問屋若クハ仲買業ヲ為サントスルモノハ本組合ニ加入シ規約ヲ遵守スヘキモノトス

第十条 本組合ニ新ニ加入セント欲スルモノハ本組合員一名ノ加印ヲ得テ事務所ニ申出テ其ノ手続ヲ請フモノトス

第十一条 事務所ハ前条申出アリタルトキハ本規約ヲ示シ之ニ記入調印セシメ且第三十九条ニ掲ケタル標札ヲ交付スルモノトス

第十二条 本組合員ハ廢業スルニアラサレハ組合ヲ退去スルコトヲ得ス

第十三条 本組合ヲ退去セントスル者ハ組合員一同ノ加印ヲ得テ事務所ニ届出テ同時ニ標札ヲ返付スヘキモノトス

第十四条 事務所ハ組合員名簿ヲ備ヘ置キ入退者アル都度之ヲ加除スルモノトス但シ組合員ニ増減アリタルトキハ其都度五

日以内ニ所轄警察署ヲ経警視庁ニ届出スルコト

第五章 役員ノ選舉及其任期權限

第十五条 本組合一切ノ事務所ヲ処弁スル為左ノ役員ヲ置ク
一 取締 一名 一 副取締 一名

第十六条 取締ハ公私ニ對シ組合ヲ代表シ組合ニ関スル一切ノ事務ヲ整理スルモノトス

第十七条 副取締ハ取締ヲ補佐シ取締事故アルトキハ之カ代理ヲ為ス

第十八条 本組合役員選舉ハ組合員全体ノ投票多数ヲ以テ當選トス但シ投票同数ナルトキハ年長者ヲ以テ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ定メ當選者辭任シタルトキハ次点者ヨリ順次繰上クルコト

第十九条 本組合役員ノ任期ハ滿三ヶ年トス但シ再選ノ上重任スルコトヲ得

第二十条 本組合役員選舉ノ際ハ取締ヨリ五日以前ニ組合員全体ニ通知スヘキモノトス

第二十一条 本組合役員選舉ノ管理者ハ取締ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第二十二条 本組合役員辭任ノ事故ニ依リ欠員セントキハ第十八条ニ依リ補缺選舉ヲナス補缺當選者ハ前任者ノ年限ヲ継続スルモノトス

第六章 會議ニ関スル事項

第二十三条 會議ヲ分テ通常總會及臨時總會トス

第二十四条 通常總會ハ毎年一月中開會シ組合ノ方針及成績並

ニ組合経費ノ決算ヲ報告シ組合ニ関スル重大事件ヲ議定シ組合経費ノ予算及其賦課徴収ノ方法ヲ確定ス

第二十五条 臨時總會ハ役員ニ於テ必要ナル事件ト認メ通常總會ヲ待ツ暇アラサルトキ若クハ組合員三分ノ一以上連署シテ請求スル場合ニハ何時ニテモ招集スルコトヲ得

第二十六条 會議ハ組合員半数以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス

第二十七条 議事ハ多数ヲ以テ之ヲ決ス

第二十八条 會議ノ議長ハ取締ヲ以テ之ニ充ツ若シ事故アルトキハ副取締ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第二十九条 會議ノ日時及会場ハ取締ヨリ三日以前ニ組合員全體ニ通知スヘキモノトス

第三十条 決議ノ要点ハ特ニ會議簿ニ明記シ議長及出席者三名以上連署スヘシ組合員ハ決議ニ服従スヘキモノトス

第七章 経費ニ関スル事項

第三十一条 本組合員ハ總會ノ決議ヲ經タル経費及臨時費ヲ負担スルノ義務アルモノトス

第三十二条 組合経費ハ總會ノ決議ニ依リ各組合員ニ割当テ毎月二十八日組合員ヨリ事務所ヘ納付スヘキモノトス

第三十三条 本組合ノ取締副取締ハ無報酬トス但シ組合事件ニテ出張スルトキハ左ノ旅費日当ヲ支給スルモノトス

一 日当金五十銭

一 旅費片道一里金八銭

第三十四条 本組合ハ事務ノ緩急ニ応シ書記小使ヲ置クコトヲ

得給料ハ金三元以上六円以下トシ其任免及給料ハ該範圍内ヲ以テ取締ニ一任スルモノトス

第八章 違約者処分ニ関スル事項

第三十五条 本組合規約第五条第八条第九条第十条第十二条第三十条第三十一条ノ各条ニ違犯シタルトキハ金二十銭以上金十円以下ノ違約金ヲ出サシムルモノトス

第三十六条 組合員前条中ノ各条ニ違背シタルモノアルトキハ總會ノ決議ヲ以テ其輕重ヲ決シ処分ヲ為ス

第三十七条 本組合役員中不正ノ処分アルトキハ總會ノ決議ヲ以テ退職セシメ尚第三十五条ニ依リ金二十銭以上金十円以下ノ違約金ヲ出サシムルモノトス但シ其所為組合ニ損害ヲ及ボシタル場合ニハ之カ賠償ノ責ニ任スヘシ

第三十八条 違約金ハ本組合ノ経費ニ充ツルモノトス

第三十九条 本組合員ニ交付スル標札左ノ如シ

表

品川青物市場組合
六寸 横

裏

明治 年 月 日 交付
何 番地
何 屋 何 誰

第四十条 本組合員ハ何時ニテモ取締又ハ事務所ニ対シ組合ニ関スル支払其他諸帳簿ヲ檢閲シ之カ説明ヲ求ムルコトヲ得

第四十一条 本規約ヲ加除更正セントスル時ハ會議ニ於テ決議シ所轄警察署ヲ經テ警視庁ニ届出テ認可ヲ受クヘキモノトス

右ノ条項各自違背ナク遵守スヘキ事ヲ誓ヒ茲ニ記名調印候也

明治三十年一月

荏原郡品川町字元南品川四百二十九番地

相原光太郎

外六名

(史料八)

一 品川青果物同業組合規約

第一条 本組合ハ品川青物横町市場区域内ニ於テ店舗或ハ売場

ヲ有スル間雇業者並仲買業者ヲ以テ組織ス

第二条 本組合ノ名称ハ品川市場青果物同業組合ト称ス

第三条 本組合事務所ハ東京府荏原郡品川町大字南品川宿四三

三番地ニ置ク

第四条 本組合ノ目的ハ組合各自ノ親睦ヲ計リ組合市場ノ発展

ヲ策シ共同一致ノ行動ヲ為シ社会ノ公益ニ貢献シ以テ組合ノ

信用ヲ助長シ局外者ノ不当ノ侵害ヲ防クモノナリ

第五条 本組合ハ第四条ノ目的ニ違反シ個人トシテ単独行動ヲ

為スヲ得ス若シ単独ノ行為ヲ為サントスルトキハ予メ本組合

ニ申告シ其ノ許可ヲ受クヘシ但シ本規約ヲ無視シ単独行動ヲ

為シタル者ハ別項定ムル所ノ規約ニ依リ除名或ハ違約金徴収

ノ処分ヲ行フヘシ

第六条 本組合カ第四条ノ目的ニ違反シ或ハ本組合員ノ利益ヲ

阻害スルカ如キ行動ヲ為シ又ハ本組合員トシテノ体面ヲ汚損

スルカキ行為ノアリタルトキハ本組合ハ直ニ除名処分ヲ為ス

ヘシ但シ情ノ酌量スヘキモノハ十円以上二百円以下ノ違約金

ヲ徴収シ除名処分ヲ許スコトアルヘシ此ノ場合ハ役員会ノ多
数決ニ依ル

第七条 本組合市場区域内ニ於テ局外者カ本組合員ノ營業權利

ヲ侵害スルカ如キ行為ヲ為シタル場合本組合ハ直ニ局外者ノ

其ノ行為ヲ差止ムヘク要求ヲ為スヘシ此ノ場合ノ要求ニ応セ

ス飽ク迄其ノ行為ヲ中止セサル者ハ本組合ハ直ニ該行為者ニ

対シ取引停止処分ヲ為スヘシ

第八条 第七条ノ規約ニ依リ取引停止処分ヲ受ケタル者其ノ過

ヲ悔ヒ改悛ヲ誓ヒタルトキハ役員会ノ決議ニ依リ其ノ停止ヲ

解クコトヲ得

第九条 本組合ハ組合員ヨリ役員若干名ヲ選挙シ一切ノ事務ヲ

委任ス

第十条 本組合役員ハ誠心誠意其ノ職ニ当リ組合一切ノ事務ヲ

分掌ス但シ無報酬ニシテ名譽職タルヘシ

第十一条 本組合役員ハ左ノ通り定ム

一 組長 一名 一副組長 一名

一 理事 二名

第十二条 本組合ニ新ニ加入セントスル者アルトキハ規定ニ依

リ加入金ヲ徴収スヘシ

一 甲種 (青果物競売) 金六百円

一 乙種 (青果物問屋) 金三百円

一 丙種 (青果仲買) 金百五十円

一 丁種 (青果以外ノ物品ヲ取扱フ仲買) 金百五十円

第十三条 第十二条ノ規約ニ依リ徴収シタル加入金及本規約違

反行為者ヨリ徴収シタル違約金ハ本組合ノ基本財産ト為ス
 第十四条 本組合ノ營業場区域内ニ於テ取扱營業品目ヲ左ノ通
 リ定ム

一 蔬菜類 一 果物類 一 干爆野菜類 一 干物類
 一 海草類 一 其他市場ニ密接ナル關係アル物品

第十六条 本組合役員選舉ハ本組合總會ノ多数決ニ依ル

第十七条 本組合ハ組合員及小売商人力ニヶ月以上支払ヲ為サ
 ル者アルトキハ役員會ノ決議ニ依リ取引停止処分ヲ為スコ
 トアルヘシ

第十八条 第十七条ノ規約ニ依リ取引停止処分ヲ受ケタル者ニ
 對シ貸ヲ為ス者亦同シ

第十九条 本組合ハ組合員ノ親睦ヲ計ルト共ニ營業上ノ意見交
 換ヲ目的トシ事務所或ハ適當ノ場所ヲ定メ毎月一回總會ヲ開
 催ス

第二十条 本組合ハ組合ノ進歩及對外交策ヲ講スル外組合規約
 運用ニ關スル事務及其他ノ事務ヲ司ル為必要ニ応シ役員會ヲ
 開催ス

第二十一条 本組合ハ組合員ノ利害相一致スル事及第四条ノ規
 約ニ定ムルノ外法律行為ニ依リテ本組合ノ存在ヲ危クスルカ
 如キ事ニ遭遇シタル場合ハ共同一致其事ニ當リ決シテ単独ノ
 行動ヲ為サ、ルヘシ但シ此場合ニ該規約ヲ無視シ單独行動ヲ
 為シタル者ハ其行動力組合ニ損害ヲ与ヘタルト否トヲ問ハス
 直ニ除名スヘシ

第二十二条 本組合ハ第二十一条ノ規約ニ違反シ本組合ニ損害

ヲ与ヘタル組合員ニ對シ其損害ヲ賠償セシムルモノトス

第二十三条 本組合ハ組合トシテ取得スル所ノ利益及權利ハ組
 合員一般ニ等級別ニ依リ分配スルモノトス

第二十四条 本組合解散ノトキハ第二十三条ニ準ス

第二十五条 本組合存続年限ハ滿三十年トス

第二十六条 本組合員ハ組合ノ總テノ費用ヲ等級別ニ依リ負担
 スル義務ヲ有ス

第二十七条 本組合員ハ本規約ニ定ムル外ハ總テ等級ヲ問ハス
 其權利平等ナルモノトス

第二十八条 本組合會計事務所ハ役員ニ一任ス

第二十九条 本組合ノ決算報告ハ毎年一月ノ總會ニ於テ之ヲ為
 ス

第三十条 本組合員並祖父母及父母妻又ハ相続人ノ死亡シタル
 トキ火災水害其ノ他ノ災害アリタルトキハ弔慰金二十円ヲ組
 合ヨリ贈与ス

第三十一条 本組合規約ノ改廢ヲ要スルトキハ總會ノ決議ニ依
 ル

右規約ヲ遵守シ毫モ違反行為ヲ為サ、ルハ勿論本組合員トシテ
 ノ義務ヲ遂行致スヘク相誓ヒ茲ニ記名捺印ヲ為シ後日ノ証トシ
 テ本書各一通ヲ保管スルモノトス

大正十年八月五日

相原光太郎

外八名

(史料九)

一 有限責任葛飾農産物販売組合定款

第一章 総 則

第一条 本組合ハ左ノ事業ヲ営ムヲ以テ目的トス

一 組合員ノ生産物ヲ買収シ又ハ其ノ委託ヲ受ケテ之ニ加工シ又ハ加工セシメテ之ヲ販売スルコト

第二条 本組合ハ有限責任葛飾農産物販売組合ト称ス

第三条 本組合ノ組織ハ有限責任トス

第四条 本組合ノ区域ハ東京都南葛飾郡南足立郡千葉県東葛飾郡トス

第五条 本組合ノ事務所ハ之ヲ東京都南葛飾郡亀戸六丁目二番地ニ置ク

第六条 組合員タル者ハ本組合ノ区域内ニ居住シ且独立ノ生計ヲ営ム蔬菜及果物生産者ニ限ル

第七条 組合員ハ本組合ト同一ノ目的ヲ有スル他ノ産業組合ニ加入スルコトヲ得ス

但シ組合長ノ承諾ヲ経タル者ハ此ノ限ニ在ラス

第八条 本組合ノ存立時間ハ貳拾箇年トス

第九条 本組合ノ財産ニ対スル組合員ノ持分ハ払込済出資額ニ応スルモノトス

第十条 産業組合法ニ基ク公告ハ本組合ノ揭示場ニ揭示スルモノトス

第十条ノ二 組合原簿ニ記載シタル事項ノ変更ノ届出ハ毎年十二月十一日ニ取纏メ其後二週間内ニ為ス

第二章 出資及準備金

第十一条 出資一口ノ金額ハ金五円トス

第十二条 出資第一回払込金額ハ一口ニ付金五円トス

第十三条 出資ノ払込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ払込ムヘキ金額ノ千分ノ一ニ当ル過怠金ヲ徴収ス

第十四条 本組合ハ出資総額ト同額ニ達スル迄毎事業年度ノ剰余金ノ四分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルモノトス

第十五条 加入金、増口金、過怠金及第五十八条ノ規定ニ依ル払戻ヲ為シタル持分ノ残額並払戻ヲ為サル持分ハ之ヲ準備金ニ組入ル、モノトス

第十六条 本組合ハ剰余金ヨリ特別積立金ヲ積立ツルコトヲ得

但特別積立金ハ総会ノ決議ニ依リ臨時ノ支出ニ使用スルコトヲ得

第十七条 準備金特別積立金ハ損失ノ填補ニ充ツルモノトス

剰余金ヨリ準備金及特別積立金ヲ控除シ尚残余アルトキハ配当金役員賞与金特別配当金又ハ繰越金ト為スモノトス

第十八条 準備金及特別積立金ハ有限責任東京府信用購買組合聯合会又ハ総会ノ承諾ヲ経タル銀行ニ預入レ又ハ之ヲ以テ国債証券、地方債証券、勸業証券、農工債券ヲ買入ル、ノ外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス

但シ総会ノ承認ヲ経テ事業資金ニ融通スルコトヲ得

第三章 機 関

第十九条 本組合ニ理事十一名監事九名ヲ置ク理事ハ組合長一名副組合長二名ヲ互選ス組合長ハ事務ヲ総理シ組合ヲ代表ス組合長事故アルトキハ副組合長代理ス組合長副組合長共ニ事

第三章 機 関

第十九条 本組合ニ理事十一名監事九名ヲ置ク理事ハ組合長一名副組合長二名ヲ互選ス組合長ハ事務ヲ総理シ組合ヲ代表ス組合長事故アルトキハ副組合長代理ス組合長副組合長共ニ事

故アルトキハ理事ノ互選ニ依リ其ノ代表者一名ヲ定ム

第二十條 理事及監事ノ選挙ハ總會ニ於テ連記無記名投票ヲ以テ之ヲ行ヒ第二十五條第三項ノ規定ニ依ル得票ヲ得タルモノヲ以テ当選者トス前項ノ選挙ハ總會ノ決議ヲ以テ指名推選ノ法ヲ用ユルコトヲ得

第二十一條 理事ノ任期ハ参箇年トシ監事ノ任期ハ式箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

組合長副組合長ノ任期ハ理事ノ任期ニ從フ補闕選挙ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ継承ス理事及監事ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十二條 辞任其ノ他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ闕員ヲ生シタルトキハ通常總會ノ時期迄猶予スルコト能ハサル場合ニ限リ臨時總會ヲ招集シテ補闕選挙ヲ為スモノトス總會カ理事又ハ監事ノ解任ヲ決議シタルトキハ同時ニ其ノ補闕選挙ヲ為スコトヲ要ス

第二十三條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス通常總會ハ毎年一回一月之ヲ開ク臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、理事カ必要ト認メタルトキ

二、監事ニ財産ノ状況又ハ業務ノ執行ニ付不整ノ廉アルコトヲ発見シタル場合ニ於テ之ヲ總會ニ報告スル為必要ト認メタルトキ

三、理事缺ケタルトキ

四、組合員ノ五分一以上ヨリ會議ノ目的及其ノ招集ノ理由ヲ

記載シタル書面ヲ提出シテ總會ノ招集ヲ請求シタルトキ

第二十四條 總會ノ招集ハ少クトモ五日日前ニ書面ヲ以テ組合員ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第二十五條 總會ハ総組合員半数以上出席スルニ非サレハ開会スルコトヲ得ス若シ半数ニ滿タサルトキハ十日以内ニ更ニ招集シ出席シタル組合員ヲ以テ開会ス

前項ノ場合ニ於ケル決議ハ出席シタル組合員ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス

理事及監事ノ選任、又ハ解任、定款ノ変更、除名、解散及合併ノ決議ハ総組合員ノ半数以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス 但合併ニ因リテ組織変更ト同一ノ結果ヲ生スヘキ場合ハ総組合員ノ同意アルコトヲ要ス

第二十六條 總會ノ議長ハ第二十三條第三項第二号及第三号ノ場合ヲ除クノ外組合長之ニ当ル組合長事故アルトキハ副組合長之ニ当ル組合長副組合長事故アルトキハ理事ノ互選ニ依ル

第二十三條第三項第二号及第三号ノ場合ニ於ケル總會ノ議長ハ總會ヲ招集シタル監事之ニ当ル其ノ多数ナル場合ハ互選ニ依ル同条第三項第四号ノ場合ニ於テ監事ノ招集セル時亦同シ總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席者ノ互選ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ得

第二十七條 組合員ハ五人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第二十八条 総会ニ於テハ決議録ヲ作り會議ノ頤末及出席者ノ員數ヲ記載スルコトヲ要ス

決議録ニハ議長ノ指名シタル出席者二名以上之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第二十九条 総会ノ議事ニ関スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第三十条 理事、監事ハ總會ノ名譽職トス。但シ總會ノ決議ニ依リ報酬又ハ賞与ヲ支給スルコトヲ得、理事、監事ハ正當ノ理由ナクシテ解任スルコトヲ得ス

第三十一条 本組合ニ書記若干名ヲ置キ理事之ヲ任免ス

書記ハ理事ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第三十二条 理事ハ總會ノ決議ヲ經テ特別ノ技能アルモノヲ顧問ト為スコトヲ得

顧問ハ理事ノ諮問ニ応シ且組合ノ事業ニ付理事ニ意見ヲ開陳スルモノトス

第三十三条 本組合ニ世話掛若干名ヲ置キ組合員中ヨリ理事之ヲ囑託ス

世話掛ハ理事ノ指揮ヲ受ケ業務執行上ノ補佐ヲ為スモノトス

第四章 事業ノ執行

第三十四条 本組合ノ事業ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三十五条 組合ニ余裕金アルトキ有限責任東京府信用購買組合聯合會又ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行ニ預入ル、モノトス

第三十六条 事業執行ニ関スル細則ハ理事之ヲ定ム

第一節 販売ノ部

總 則

第三十七条 本組合ニ於テ取扱フ物品左ノ如シ

一、蔬菜及果物 二、其ノ他總會ノ決議ヲ經タル物品

第三十八条 組合長ハ組合員力物品ヲ差出スヘキ時期及買収スヘキ時期ヲ指定シ又各組合員ノ生産物ニ付報告ヲ徴シ若ハ必要ナル調査ヲ為スコトヲ得

第三十九条 組合力組合員ヨリ物品ヲ受取りタル時ハ其ノ品等及數量ヲ査定シ組合長ハ之ヲ組合員ニ通知スルモノトス

品等査定ノ標準ハ予メ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
受取物品中品質不良ナルモノハ之ヲ組合員ニ返付スルコトヲ得

第一項 買 収

第四十条 組合力買収シタル物品代金ノ支払方法ハ契約ヲ以テ之ヲ定ム

第四十一条 組合員力組合ノ指命シタル日時ニ物品ヲ引渡サ、リシトキハ組合ハ何等ノ催告ヲ為サスシテ契約ヲ解除ス

第四十二条 買収品ヲ隠レタル瑕疵ニ因リ買収後変質又ハ毀損ヲ生シタルトキハ組合ハ当該組合員ニ對シ契約ヲ解除シ又ハ損害賠償若ハ代金ノ減額ヲ請求スルコトヲ得

第二項 委 託

第四十三条 組合員ハ売却セントスル物品ニ付代価又ハ売却ノ時期ヲ指定スルコトヲ得ス

第四十四条 組合員ハ組合ニ物品ヲ引渡シタル後ハ何時ニテモ代金ノ仮渡ヲ請求スルコトヲ得

但シ其ノ額ハ物品時価ノ十分ノ八以内ニ於テ理事之ヲ定ム
前項ノ仮渡金ニ対シテハ百円ニ付日歩参銭内ニ於テ理事ノ定
メタル利息ヲ支払フコトヲ要ス

第四十五条 本組合ハ組合員ニ払渡スヘキ物品代金ニ付總會ノ
定メタル歩合金ヲ収納ス

第四十六条 販売シタル物品ノ代金ハ現品ヲ受取リタルト否ト
ニ拘ラス毎月末各品等ニ付之ヲ計算シ組合員力委託シタル物
品ノ数量ニ応シ之ヲ分配スルモノトス

仮渡ヲ受ケタル組合員ニ付テハ前項ノ場合ニ於テ差引計算ヲ
為スモノトス

第四十七条 受取当月中ニ売却スルコト能ハサリシ物品ニ付テ
ハ其ノ後ニ売却シタル同品等物品ノ代金中ヨリ先ツ其ノ代金
ヲ分配スルモノトス

第四十八条 受取物品中組合ニ於テ調製包装其他特殊ノ労費ヲ
加ヘタルモノニ付テハ別ニ手数料ヲ徴シ代金配分ノ時之ヲ差
引クモノトス

前項手数料ノ率ハ總會ノ決議ヲ經テ理事之ヲ定ム

第五章 剰余金処分及損失填補

第四十九条 剰余金ハ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シ尚残余
アルトキハ特別積立金配当金役員賞与金又ハ繰越金ト為スモ
ノトス

第五十条 剰余金ノ配当ハ払込済出資額ニ応シ其率ハ年六分以
下トス

第五十一条 損失ノ填補ハ先ツ特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金

ヲ以テス

第五十二条 新ニ組合員タラントスル者又ハ出資口数ヲ増加セ
ントスル者ハ申込書ニ加入金又ハ増口金ヲ添へ組合長ニ差出
スコトヲ要ス

組合長ハ前項ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨ヲ加入者ニ通
知シ出資第一回ノ払込ヲ為サシメタル後組合員名簿ニ記載ヲ
ナスコトヲ要ス

加入又ハ増口ノ効力ハ出資第一回ノ払込ト同時ニ發生スルモ
ノトス

第五十三条 第一年度ハ加入金又ハ増口金ヲ免除シ以後ハ毎年
通常總會ニ於テ組合財産ノ増減ニ応シテ其ノ額ヲ定ム

理事ハ豫メ定メタル利息ノ支払ヲ約センメ二箇年以内加入金
又ハ増口金払込延期ヲ許諾スルコトヲ得 但シ其ノ金額五円
未滿ノ場合ハ此ノ限りニ在ラス

第五十四条 持分ヲ譲渡セントスル場合ニ於テハ組合長ノ承諾
ヲ經ルコトヲ要ス持分ヲ譲受セントスル者カ組合員ニ非サル
トキハ加入金及出資ノ払込ヲ為サシメサルノ外第五十二条ノ
規定ヲ準用ス

第五十五条 組合員脱退セントスルトキハ其ノ事業年度末六箇
月前ニ其ノ旨ヲ理事ニ予告スルコトヲ要ス

第五十六条 死亡ニ因リ脱退シタル組合員ノ相続人カ遅滞ナク
加入ノ手續ヲ為シタルトキハ組合ハ被相続人ニ対スル持分ノ
払戻計算ヲ為サシメ被相続人ト同一ノ権利ヲ有シ義務ヲ負
フモノト看做ス

第 2 表 仲 買 と 投 師 の 実 態 に 関 す る 一 覧 表

市場名	仲 買 の 実 態	投 師 の 実 態
①	問屋より仕入れたる品を当市場にて買入たる小売商に販売するを主たる業務とす。神田市場の仲買が他市場の問屋へ販売する数量も亦尠からず。仲買の前身は多くは問屋の店員なり。多年勤続して主家を離れ、他日独立の間屋たらんとする一階梯として仲買業を営む者多し。短時間内に大量取引を了せざるべからざる同市場としては、仲買は必要欠くべからざる取引機関の一となれり。	投師の業務は千住、駒込其の他産地に近き市場の間屋、又は生産者より仕入れたる品を神田其の他の市場に搬入し、其の市場内一定の空地若くは問屋の軒先にて問屋、小売商、料理店等を相手方として販売するものなり。投師の取扱品目は殆ど蔬菜類に限らる。
②	(i)市場内に店舗を有して営業なしつつあるもの。(ii)市場内に店舗を有せざるも屋外に一定の場所を定め営業をなしつつあるもの。(iii)問屋の使用人にして仲買を兼ねるもの。	投師は蔬菜類に限り多くは千住市場より仕入れたる商品を当市場内にて販売す。
③	(i)市場内に居住し仲買として独立の生計を営む者。(ii)問屋の使用人にして仲買を兼ねる者。(iii)市場区域外に居住し日々来場して仲買業務を為す者。以上を、其の業務により甲乙二種に區別する。甲種仲買は当市場又は他市場の間屋より買入れたる品に限り市場内に於て販売することを得るも荷主と直接取引することを絶対に禁ぜらる。即ち貨物細分を業務とする者なり。乙種仲買は市場組合の認めたる特種商品即ち洋菜に限り直接荷主と取引を為すことを得るの外甲種仲買業務を兼ねることを得る者なり。	販売の相手方は市場に出入する小売商なり。投師は市場内の軒先か又は道路上若は道路の辻の如き広場にて販売に従事す。投師は千住を主とし、中野、大崎、品川等の郡部より来る。
④	当市場内に於て其の間屋より仕入を為し、時には神田・京橋市場より仕入を為したる荷を一般買入に販売する。新に仲買たらんとするには10箇年以上問屋使用人たりし経歴を要し、組合の承諾を受け加入金100円以上150円を提供したる者に限る。	千住市場より襦物類を搬入。神田・京橋市場より果実等を搬入。千住市場より常時商品を仕入れ来り場内一定の場所に於て一般小売人に販売す。
⑥		松戸、千住、京橋、江東等の各市場より随時投師出入す。
⑦		
⑧		
⑨		千住市場より襦物類を、神田市場より果物を移入し来りて一般買入に販売す。後者の投師を当市場に於ては仲買と呼称せり。
⑩		
⑪		
⑫	純然たる仲買業者と問屋にして仲買を兼業するものとあり。店舗を市場内に有するもの以外は悉く区域外に居住し、問屋の軒先又は其の他の空地を賃借して営業す。其の業務は問屋より買入れたる荷物を細分して一般小売商投師等に之を売却し或は旅送の荷を発送す。又仲買中には市内の主要料理店に供給するを以て目的とせる者も尠からず。	京橋、千住両市場より来る投師の外、稀には松戸よりも来る。
⑬		会市に先立ち、他市場にて需要せらるる商品を買出し、目的とする市場に運搬して販売するものにして主として小売商人之取引なり。斯く投師は何れも投機によるものなれば相場の差異により利得同じからず、予期に反し投売をなすことあるか故に此の名ありと云ふ。而して此等の投師は何れも市内及近郊の各青物市場と連絡を取り神田投師、京橋投師、江東投師、築地投師と謂ひ、夫々組合を組織せり。
⑭		果物を神田市場より、襦物を千住市場より搬入し来り、組合に販売を委託し、市場に於て過剰なる品を神田市場に搬出す。
⑮		千住、松戸より来る。場内に於て直接小売商に販売することなく、問屋又は会社に販売方を委託する一種の荷主と異ならず。
⑯		果物及襦物を神田市場より搬入し来りて、販売を為す者、千住市場より襦物類を搬入し来る者。
⑰		神田市場より果物及高級野菜を転送し来る投師あり。市場に於ては之を仲買と呼べり。千住市場より襦物類を搬入し来る投師。
⑱		神田市場より主として果実を移入し場内にて業務を為す指定仲買。千住市場より来りて襦物を扱ふ投師。
⑲		神田市場より果物高級野菜を仕入れ来りて場内に於て業務を為す指定仲買。千住市場より襦物類を搬入し来る投師。
⑳		神田、松戸、千住より出入。
㉑		産地より。
㉒		松戸より。
㉓		千住より。其れ以外の者は市場の間屋に販売を委託せしめ、直接市場に於て販売せしめず。
㉔		千住より。投師の荷は会社へ委託販売するものにして、投師が直接販売することを禁ぜり。
㉕		松戸、神田、京橋、江東の市場より。
㉖		京橋市場より。
㉗		千住、松戸より。投師の荷は会社に委託販売するものにして直接販売することなし。
㉘		神田、京橋より。
㉙		
㉚		
㉛		松戸、大塚より。
㉜		神田、千住より。投師は其の荷を二軒の間屋に各別に委託する。
㉝		
㉞		神田、京橋、渋谷、駒沢より。
㉟	仲買の名称はあるが、大市場の仲買の如く問屋より仕入れたる荷を細分して販売するが如き者なし。	千住より。
㊱		
㊲		

〔注〕 市場名欄の番号は第 1 表の市場名欄の番号に依る。